

令和4年5月

定例教育委員会

1

上册

中国共产党

会 员 委 员 对 照 表

1

中国共产党

5月定例会（1）

開催日時 令和4年5月12日（木） 14時00分

開催場所 県庁行政棟「教育委員会室」

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 議 題

○第4号議案

令和5年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

（高校教育課）

○第5号議案

令和5年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

（高校教育課）

○第6号議案

令和5年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について

（特別支援教育課）

4 報 告

（1）令和3年度に実施された監査の結果及び措置状況について

（総務課）

（2）令和3年度体罰に係る実態把握調査結果（公立学校分）について

（義務教育課・高校教育課）

（3）令和5年度長崎県公立学校教員採用選考試験について

（高校教育課）

（4）令和5年度県立学校職員（実習助手・寄宿舍指導員）採用選考試験の実施時期の変更について

（高校教育課）

（5）「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における県教育委員等の学校訪問について

（児童生徒支援課）

(1) 会則要目

会則要目 (THE BY-LAWS)

第 1 章 総則

第 1 条 目的

第 2 章 組織

第 3 章 役員

第 4 章 会費

第 5 章 附則

第 6 章 雑則

(目的)

この会は、日本の経済発展と国際交流の促進を目的として、

(組織)

この会は、会長、副会長、理事、幹事、評議員、及び

(役員)

この会の事務を執行し、又はその事務を執行するに必要とする

(会費)

この会は、この会則第 10 条の規定に基づいて、

(附則)

この会は、この会則第 11 条の規定に基づいて、

(雑則)

この会は、この会則第 12 条の規定に基づいて、

(雑則)

この会は、この会則第 13 条の規定に基づいて、

(雑則)

この会は、この会則第 14 条の規定に基づいて、

令和5年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針について

(提案理由)

令和5年度長崎県公立高等学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

(内容)

1 入学者の選抜について

- (1) 入学者の選抜は、特に定める場合を除き、調査書その他必要な書類、および各高等学校長が定めた検査の結果等を資料として総合的に行うものとする。
- (2) 調査書の取扱いについては、教科の評定に偏ることなく、観点別学習状況、その他の記載事項についても十分尊重する。

2 学力検査問題について

- (1) 前期選抜の基礎学力検査問題、後期選抜の学力検査問題は、次の基準により県教育委員会が作成する。
 - ① 学習指導要領に基づき、中学校修了程度とする。
 - ② 基礎的・基本的な問題を中心に出题するが、単なる知識を問うものに偏ることがないように配慮し、思考力・判断力・表現力を検査できるような問題とする。
- (2) 全日制課程及び定時制課程昼間部における前期選抜の基礎学力検査の実施教科は、国語、数学、英語の3教科とし、後期選抜の学力検査の実施教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（聞き取りテストを含む）の5教科とする。
また、定時制課程（昼間部を除く）の検査は、作文及び面接を原則とする。

3 入学者選抜方法について

(1) 全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜について

- ① 全日制課程及び定時制課程昼間部の全学科において、特色選抜と文化・スポーツ特別選抜の両方、又は、特色選抜のみを実施する。
- ② 前期選抜における募集定員は、全募集定員の5%から50%の範囲で各高校が学科別に定める。

③ 特色選抜は、各高校が示す育成したい生徒像・求める生徒像を理解し、当該高校で学ぶ意欲を持つ者が志願する。文化・スポーツ特別選抜は、文化・スポーツの各種大会等で優れた実績を有する者又は部活動で優れた資質や能力を有する者で、入学後も継続的に活動を希望する者が志願する。

④ 調査書その他必要な書類のほか、基礎学力検査、面接、プレゼンテーション、実技、作文・小論文・総合問題（文化・スポーツ特別選抜はプレゼンテーションを除く）の中から各高校が選択して実施する検査の結果を資料として選抜を行う。なお、検査方法は、複数の方法を選択することができる。また、調査書その他必要な書類及び各高校で定めた検査について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。

（２）全日制課程及び定時制課程昼間部に係る後期選抜について

① 全日制課程及び定時制課程昼間部の全学科において実施する。

② 後期選抜における募集定員は、全募集定員から前期選抜合格者数を減じた数とする。

③ 調査書その他必要な書類のほか、学力検査、及び面接の結果を資料として選抜を行う。なお、調査書その他必要な書類、学力検査、面接について、各高校でそれぞれの比重を定めて選抜を行う。

④ 帰国生徒・外国籍生徒を対象に、志願者の申出により日本語習得の状況や学校制度の違いを配慮して、日本語又は外国語（英語又は中国語）による作文及び面接を実施することができる。ただし、定員は、実情に応じて、募集定員を超えて若干名とする。

（３）定時制課程（昼間部を除く）に係る選抜について

定時制課程（昼間部を除く）の入学者選抜は、同一学校をⅠ期選抜・Ⅱ期選抜の日程に分離して実施する。Ⅰ期選抜の定員は、学科の募集定員の70%とする。なお、Ⅱ期選抜の定員は、Ⅰ期選抜の合格者数を減じた数とする。

（４）通信制課程に係る選抜について

通信制課程の入学者選抜は、提出された書類の審査により行う。

（５）連携型中高一貫教育に係る選抜について

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜は、入学願書、課題レポート及び当該高校で実施する作文・小論文、面接の結果を資料として行うことを原則とする。なお、選抜日程は、全日制課程及び定時制課程昼間部に係る後期選抜の日程に準じて行う。

（６）離島留学特別選抜について

離島留学特別選抜は、入学願書、調査書、離島留学申請書及び当該高校が定めた検査（全日制課程及び定時制課程昼間部に係る前期選抜における特色選抜に準ずる）の結果を資料として行う。なお、定員不充足の場合は、離島留学特別選抜における合格者数を除いた人員について改めて募集し、選抜は、後期選抜に準じて行う。

4 入学者選抜日程について

(1) 前期選抜

- ・ 入学願書受付期間 令和5年1月12日(木) から
令和5年1月18日(水) まで
- ・ 検査 令和5年2月 1日(水)
(ただし、2日間で実施する場合は、
2月1日(水)・2日(木)の両日とする。)
- ・ 合格者発表 令和5年2月 8日(水)

(2) 後期選抜

- ・ 入学願書受付期間 令和5年2月16日(木) から
令和5年2月22日(水) まで
- ・ 学力検査 令和5年3月 7日(火)・8日(水)
- ・ 合格者発表 令和5年3月15日(水)

(3) 定時制課程(昼間部を除く)に係る選抜

- ・ I期選抜入学願書受付期間 令和5年2月16日(木) から
令和5年2月22日(水) まで
- ・ I期選抜の検査 令和5年3月 7日(火)
(ただし、学力検査を実施する場合は、
3月7日(火)・8日(水)の両日とする。)
- ・ I期選抜の合格者発表 令和5年3月15日(水)
- ・ II期選抜入学願書受付期間 令和5年3月15日(水) から
令和5年3月22日(水) まで
- ・ II期選抜の検査 令和5年3月23日(木)
- ・ II期選抜の合格者発表 令和5年3月28日(火)

(4) 通信制課程に係る選抜

- ・ 入学願書受付期間 令和5年3月 2日(木) から
令和5年3月29日(水) まで
- ・ 入学内定者通知 令和5年4月 5日(水) までに通知する。

(5) 連携型中高一貫教育に係る選抜

- ・ 入学願書受付期間 令和5年2月16日(木) から
令和5年2月22日(水) まで
- ・ 検査 令和5年3月 7日(火)
(ただし、学力検査を実施する場合は、
3月7日(火)・8日(水)の両日とする。)
- ・ 合格者発表 令和5年3月15日(水)

(6) 離島留学特別選抜

- ・ 入学願書受付期間 令和5年1月12日(木) から
令和5年1月18日(水) まで
- ・ 検査 令和5年2月 1日(水)
(ただし、2日間で実施する場合は、
2月1日(水)・2日(木)の両日とする。)
- ・ 合格者発表 令和5年2月 8日(水)

5 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和5年度長崎県公立高等学校入学者選抜実施要領」による。

令和5年度長崎県立中学校入学者選抜の基本方針について

(提案理由)

令和5年度長崎県立中学校の入学者を選抜するに当たって、その基本方針を定めようとするものである。

(内容)

1 入学者の選抜について

入学者の選抜は、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書その他必要な書類を資料として、志願者の適性を総合的に判断して行うものとする。

2 検査について

(1) 実施する検査は、適性検査、作文及び面接とする。

(2) 検査の配点は、適性検査を130点、作文を70点とし、合わせて200点満点とする。

(3) 適性検査及び作文は次のような問題とし、県教育委員会が作成する。

- ① 適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身に付けた総合的な力をみる。
- ② 作文は、与えられた課題について、読み取ったことや考えたり感じたりしたことをまとめ、文章で表現する力をみる。

(4) 面接は、集団面接とする。

3 入学者選抜日程について

入学願書受付期間	令和4年12月 8日(木)～12月14日(水)
適性検査、作文、面接	令和5年 1月 8日(日)
入学予定者の通知	令和5年 1月16日(月)まで
入学意思確認書提出期間	令和5年 1月16日(月)～ 1月20日(金)

4 その他

入学者選抜についての具体的方法は、別に定める「令和5年度長崎県立中学校入学者選抜実施要領」による。

令和5年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部
及び高等部専攻科の入学者選考について

(提案理由)

令和5年度長崎県立特別支援学校幼稚部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について、次のとおり定めようとするものである。

(内 容)

1 令和5年度長崎県立特別支援学校入学者選考について

調査書等の書類、学力検査、面接及びその他必要な検査等の結果を資料とし、総合的に選考する。

(1) 入学者選考にかかる日程等について(虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校を除く。)

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和5年2月16日(木)～2月22日(水)

(イ) 入学者選考検査

令和5年3月7日(火)・8日(水) 2日間

※上記のいずれか1日で実施する学校もある。

(ウ) 合格者発表

令和5年3月15日(水)

イ 募集定員

(ア) 各幼稚部の募集定員は、令和5年2月16日(木)～2月22日(水)に実施する「入学願書受付」をもとに、令和5年1月に定める。

(イ) 各高等部の募集定員は、令和4年10月及び12月に実施する「進学希望状況調査」等をもとに、令和5年1月に定める。

ウ その他

(ア) 日程については、長崎県立高等学校全日制課程後期選抜に準じて実施する。

(イ) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(2) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の
入学者選考にかかる日程等について

ア 日程

(ア) 入学願書受付期間

令和4年12月5日(月)～12月9日(金)

(イ) 入学者選考検査

虹の原特別支援学校高等部就業サービス科

令和5年1月13日(金) 1日間

希望が丘高等特別支援学校

令和5年1月12日(木)・13日(金) 2日間

(ウ) 合格者発表

令和5年1月24日(火)

イ 募集定員

(ア) 虹の原特別支援学校高等部就業サービス科 8名

(イ) 希望が丘高等特別支援学校 32名

ウ その他

(ア) 合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行う。

(イ) 不合格となった者については、特別支援学校高等部普通科を志願できる。

報 告 事 項 (1)

総務課

件 名	令和3年度に実施された監査の結果及び措置状況について
概 要	<div data-bbox="603 725 1201 898" style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;">当日配布</div>

報 告 事 項 (2)

義務教育課・高校教育課

件 名	令和3年度体罰に係る実態把握調査結果（公立学校分）について																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
概 要	<p>1 期間・内容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 30%;">期間</th> <th style="width: 70%;">内容</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和3年4月 1日 ～ 令和4年3月31日</td> <td>令和3年度末に実施した教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰と認知し、教育委員会による懲戒処分・訓告等を行った事案及び校長による指導を行った事案</td> </tr> </table> <p>2 体罰により懲戒処分及び指導を受けた教職員数 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th colspan="2">高等学校</th> <th colspan="2">特別支援学校</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>懲戒処分</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>訓告等</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計…①</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>5</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>8</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>校長指導…②</td> <td>5</td> <td>11</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>当該教職員数 (上記①+②)</td> <td>5</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> <td>30</td> </tr> <tr> <td>当該件数(件)</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 体罰を受けた児童生徒数 (人)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th colspan="2">高等学校</th> <th colspan="2">特別支援学校</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体罰を受けた児童生徒数</td> <td>6</td> <td>27</td> <td>27</td> <td>17</td> <td>13</td> <td>8</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>46</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>うち負傷した児童生徒数</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 体罰の状況 (件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th colspan="2">高等学校</th> <th colspan="2">特別支援学校</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>授 業 中</td> <td>5</td> <td>9</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>10</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>部 活 動 中</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>4</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>休み時間・放課後</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>5 体罰の態様 (件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th colspan="2">高等学校</th> <th colspan="2">特別支援学校</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>素手で叩く</td> <td>3</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>9</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>棒などで叩く</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>投げる・転倒させる</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>叩く及び蹴る等</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>2</td> <td>6</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>11</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 体罰把握のきっかけ (件)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">小学校</th> <th colspan="2">中学校</th> <th colspan="2">高等学校</th> <th colspan="2">特別支援学校</th> <th colspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> <th>R3年度</th> <th>R2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>教職員の申告</td> <td>1 (0)</td> <td>4 (4)</td> <td>3 (1)</td> <td>8 (2)</td> <td>2 (0)</td> <td>2 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>0 (0)</td> <td>6 (1)</td> <td>14 (6)</td> </tr> <tr> <td>児童生徒・保護者の訴え</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>4</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>13</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>そ の 他</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6</td> <td>12</td> <td>8</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>22</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「教職員の申告」欄の () の中については、教職員の申告及び児童生徒・保護者の訴えによるもので、上の数字の内数</p>	期間	内容	令和3年4月 1日 ～ 令和4年3月31日	令和3年度末に実施した教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰と認知し、教育委員会による懲戒処分・訓告等を行った事案及び校長による指導を行った事案		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R3年度	R2年度	懲戒処分	0	0	2	0	3	0	0	0	5	0	訓告等	0	1	1	2	2	3	0	0	3	6	計…①	0	1	3	2	5	3	0	0	8	6	校長指導…②	5	11	5	9	2	4	0	0	12	24	当該教職員数 (上記①+②)	5	12	8	11	7	7	0	0	20	30	当該件数(件)	6	12	8	11	8	7	0	0	22	30		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R3年度	R2年度	体罰を受けた児童生徒数	6	27	27	17	13	8	0	0	46	52	うち負傷した児童生徒数	1	3	1	3	1	0	0	0	3	6		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R3年度	R2年度	授 業 中	5	9	2	1	3	4	0	0	10	14	部 活 動 中	0	0	1	4	3	1	0	0	4	5	休み時間・放課後	1	3	4	2	0	0	0	0	5	5	そ の 他	0	0	1	4	2	2	0	0	3	6	計	6	12	8	11	8	7	0	0	22	30		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R3年度	R2年度	素手で叩く	3	4	4	4	2	2	0	0	9	10	棒などで叩く	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	投げる・転倒させる	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2	叩く及び蹴る等	0	0	1	1	0	1	0	0	1	2	そ の 他	2	6	3	6	6	4	0	0	11	16	計	6	12	8	11	8	7	0	0	22	30		小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計		R3年度	R2年度	教職員の申告	1 (0)	4 (4)	3 (1)	8 (2)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (1)	14 (6)	児童生徒・保護者の訴え	4	6	4	3	5	5	0	0	13	14	そ の 他	1	2	1	0	1	0	0	0	3	2	計	6	12	8	11	8	7	0	0	22	30																																								
期間	内容																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
令和3年4月 1日 ～ 令和4年3月31日	令和3年度末に実施した教職員・児童生徒・保護者への調査のほか、教職員の申告や児童生徒・保護者の訴え等により体罰と認知し、教育委員会による懲戒処分・訓告等を行った事案及び校長による指導を行った事案																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
懲戒処分	0	0	2	0	3	0	0	0	5	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
訓告等	0	1	1	2	2	3	0	0	3	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計…①	0	1	3	2	5	3	0	0	8	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
校長指導…②	5	11	5	9	2	4	0	0	12	24																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
当該教職員数 (上記①+②)	5	12	8	11	7	7	0	0	20	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
当該件数(件)	6	12	8	11	8	7	0	0	22	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
体罰を受けた児童生徒数	6	27	27	17	13	8	0	0	46	52																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
うち負傷した児童生徒数	1	3	1	3	1	0	0	0	3	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
授 業 中	5	9	2	1	3	4	0	0	10	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
部 活 動 中	0	0	1	4	3	1	0	0	4	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
休み時間・放課後	1	3	4	2	0	0	0	0	5	5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
そ の 他	0	0	1	4	2	2	0	0	3	6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計	6	12	8	11	8	7	0	0	22	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
素手で叩く	3	4	4	4	2	2	0	0	9	10																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
棒などで叩く	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
投げる・転倒させる	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
叩く及び蹴る等	0	0	1	1	0	1	0	0	1	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
そ の 他	2	6	3	6	6	4	0	0	11	16																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計	6	12	8	11	8	7	0	0	22	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	小学校		中学校		高等学校		特別支援学校		計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度	R2年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
教職員の申告	1 (0)	4 (4)	3 (1)	8 (2)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (1)	14 (6)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
児童生徒・保護者の訴え	4	6	4	3	5	5	0	0	13	14																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
そ の 他	1	2	1	0	1	0	0	0	3	2																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計	6	12	8	11	8	7	0	0	22	30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

7 主な事案の概要

概要

No.	処分内容	校種	体罰時の状況及び体罰の態様	体罰を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数	
				状況	人数		
1	戒告	中学校	<p>令和3年5月の放課後、顧問である野球部の部活動指導において、練習時刻になっても練習に参加せず、部室の中で着替えもせずに歌を歌っていたり、ふざけあっていたりした野球部員11名に対して、部室の扉を外から閉めて施錠し、そのままの状態にした。15分後、当該教諭がボールを取りに部室に行った際、謝罪や反省の弁が聞かれるかもしれないと思ったが、そのままの状態であったため、再度施錠し、その後1時間25分にわたって、生徒を部室内に閉じ込める行為を行った。</p> <p>当該職員は、過去にも体罰等に係る指導を受けていた。 ※R1.5 体罰で校長指導 ※R2.3 体罰で市教委指導 ※R2.4～R3.3 「体罰の再発防止のための指導力向上研修」受講</p>	傷害なし	11	1	
懲戒処分	2	停職2月	中学校	<p>令和3年10月の放課後、中学校グラウンド付近において、十分な事実確認をしないまま、被害生徒が別の生徒にいじめをしたものと思い込み、強い口調で指導し、頬を1回平手で叩き、髪を掴む体罰を行った。その後、部活動を終了させた後、再度被害生徒を呼び出し、強い口調で指導し、足元を払い倒した。さらに、平手で頭を一発叩き、頬を片手で掴んで、バックネットフェンスに押し付ける体罰を行った。</p> <p>また、被処分者は、令和元年11月頃、県教育委員会の相談窓口にて、被処分者の日頃の指導の件で相談した生徒2名に対して、胸ぐらを掴んだり、平手で頭を叩いたりしたことが新たに明らかになった。</p> <p>当該職員は、過去にも体罰に係る処分を受けていた。 ※H26.3 体罰により懲戒処分（戒告）</p>	打撲（足）	1	1
	3	戒告	高等学校	<p>被害生徒が部室の鍵の管理を怠ったため、鍵の所在が分からず、高総体出発直前に部室の施錠ができないことに激高し平手及び拳で5～6回叩いた。また、事案発覚後に被害生徒に対して「お前と関わって不幸だ」と不適切な発言をしている。</p>	頬の腫、口内出血	1	1

概要

No.	処分内容	校種	体罰時の状況及び体罰の態様	体罰を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
				状況	人数	
懲戒処分	4 戒告	高等学校	令和3年5月、顧問をしている野球部の退部手続きについて、被害生徒を呼び出し、提出する約束をしていた退部届を、約束した日までに自分に提出していないことに対して、大声で威圧するように一方的に詰問するといった不適切な指導を行い、被害生徒は急性ストレス反応と診断され、転校した。 また、同年9月に、別の被害生徒に対して、始業の号令の仕方が不十分であるとして、2回にわたり腕立て伏せを計150回させるという体罰行為に及んだ。当該教諭は、過去にも指導の中で腕立て伏せやスクワットをさせる行為を行っていた。	傷害なし	2	1
	5 戒告	高等学校	実習を行う際、遅れて来た被害生徒6名に実習を受けさせるための罰として、頬を平手で1発ずつ叩いた。 当該職員は、過去にも体罰等に係る指導を受けていた。 ※H26.2 体罰で校長厳重注意 ※H27.5 暴言及び道路交通法違反で校長厳重注意 ※H29.12 体罰で口頭訓告	傷害なし	6	1
合計5名(6件)						

No.	校種	体罰時の状況及び体罰の態様	体罰を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
1	小学校				
2	中学校	バレーボール部の部活動において、女子部員に対し、ボールを顔に投げつける、肩を押す、腹部(腰)を蹴るなどの行為を行った。	傷害なし	7	1
3	高等学校	男子バスケットボール部の練習終了時に部員を集め指導しているところで、被害生徒から口を挟まれ、右手に持っていた丸めたノートで頭を1回叩いた。 当該教諭は過去にも体罰等に係る指導を受けていた。 ※H3 体罰で指導措置 ※H4 体罰で減給1月 ※H22 体罰で人事管理監厳重注意	傷害なし	1	1
	上記以外の事案	小学校 0名 (0件) 中学校 0名 (0件) 高等学校 1名 (1件) 特別支援学校 0名 (0件) 計 1名 (1件) 1件の態様については、上記2件(No.2~No.3)と同等程度のもの			
合計 3名(3件)					

教委対応(訓告等)

概要

No.	校種	体罰時の状況及び体罰の態様	体罰を受けた児童・生徒の状況及び人数		当該教員数
			状況	人数	
1	小学校	児童への指導の際、パービージャンプをさせる、反省文を教室外で書かせ、授業を受けさせないなど行き過ぎた指導により、当該児童が身体的・精神的に苦痛を感じた。	傷害なし	1	1
2	小学校	音楽の授業中、離席して遊んでいる別の児童を注意したところ、当該児童が「先生が悪い」と言って、でん部を叩いたため、当該児童を席に戻そうと右上腕部を強く引っ張ったものである。	右上腕部に薄いあざ	1	1
3	中学校	放課後、テストの順位を聞きにきた生徒がおり、他の生徒に聞こえないよう配慮するため、被害生徒に離れておくよう何度も指示をしたが指導に従わず、被害生徒の右太ももを後ろから膝で軽く蹴った。	傷害なし	1	1
4	中学校	修学旅行中の宿舎において、当該生徒が移動禁止時刻にもかかわらず部屋を出ていたので指導を行ったが、当該生徒は謝罪をしなかったため、謝罪をするよう指導した。その後、謝罪はしたものの、反省した態度が見えなかったため、当該教諭が平手で1回叩いた。	傷害なし	1	1
5	高等学校	柔道部の練習中に、被害生徒が減量のための走り込みをした後、過呼吸を起こすなど体調を崩した際、当該教諭に小声で「試合に出れません」と伝えたところ、当該教諭は「大きな声で話せ」「団体戦は?」「その過呼吸はやめろ」と発言した。	傷害なし	1	1
上記以外の事案		小学校 3名 (4件) 中学校 3名 (3件) 高等学校 1名 (1件) 特別支援学校 0名 (0件) 計 7名 (8件) 8件の態様については、上記5件 (No. 1~No. 5) と同等程度のもの			
合計 12名 (13件)					

8 体罰根絶に向けた取組

令和4年度から「教職員の懲戒処分基準」を一部改正し、過去に体罰・不適切な指導で処分を受けた教職員に対する処分を厳罰化した。

また、平成29年度より「体罰根絶のための重点的な取組について(通知)」に基づいた、以下の具体的な取組を実施している。

1 人事評価制度を利用した校長面談の実施

令和3年度までは目標管理制度において「体罰によらない指導」について目標を設定させ、校長面談時に、その取組状況や成果を確認してきた。令和4年度からは新たな人事評価制度において、「人事評価票(業績評価)」に「体罰によらない指導」について具体的な取り組みを記入させ、校長面談時に、その取組状況や成果等を確認するようにしている。

2 「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」の実施

体罰・不適切な指導を繰り返さないために、体罰等で処分や指導を受けた教員を対象に、アンガーマネジメント研修等の受講の義務付けや校内での計画的なフォローアップを行う「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を実施。

報 告 事 項 (3)

高校教育課

件 名	令和5年度長崎県公立学校教員採用選考試験について		
概 要	1 採用予定者数 (選考を行う校種・職及び教科・科目等)		
	校種・職	5年度 採用予 定者数	4年度 採用予 定者数
			教科・科目等別採用予定者数
	小学校教諭	260	235
			一般受験 (256) 離島枠 (4)
	中学校教諭	130	105
			国語 (22)、社会 (10)、数学 (11)、 理科 (19)、音楽 (15)、美術 (10)、 保健体育 (10)、技術 (10)、 家庭 (10)、英語 (13)
	高等学校教諭	63	55
			国語 (7) 地理歴史 [世界史 (1)・日本史 (1)・地理 (4)] 公民 (1) 数学 (4) 理科 [物理 (1)・化学 (1)・生物 (1)] 保健体育 (5) 芸術 [音楽 (1)・美術 (1)・書道 (1)] 英語 (12) 家庭 (4) 農業 (2) 工業 [機械 (1)・電気 (2)・建築 (1)・ 土木 (1)・工業化学 (1)] 商業 (4) 看護 (2) 福祉 (1) 情報 (3)
	特別支援学校教諭	30	45
			小学部 (10)
			中学部 (20)
			高等部
	養護教諭	20	20
	合 計	503	460

※障害者特別採用選考（採用予定者数 20 名）は、一般選考とは分けて選考を行う。

※第 1 次試験

時 間		9:00		9:50 10:40		11:30		12:00 12:50			
校種・職											
小 学 校 教 諭	受 付 教 職 ・ 一 般 教 養 (50)	諸 注 意	休 憩	専 門 教 科 ・ 科 目 (80)				昼 食			
中 学 校 教 諭				専 門 教 科 ・ 科 目 (80)							
音・美・保体				専 門 教 科 ・ 科 目 (50)					オリエンテーショ ン	実 技	
英 語				専 門 教 科 ・ 科 目 (80)					英会話力テスト		
高 等 学 校 教 諭				専 門 教 科 ・ 科 目 (80)							
音・美・書・保体				専 門 教 科 ・ 科 目 (50)					オリエンテーショ ン	実 技	
英 語				専 門 教 科 ・ 科 目 (80)					英会話力テスト		
特 別 支 援 学 校 教 諭				特 A	専 門 教 科 ・ 科 目 (80)						
				特 B	出願時に希望した教科・科目と同じ (実技も含む)				出願時に希望した教科・科目と同じ (実技も含む)		
養 護 教 諭				専 門 教 科 ・ 科 目 (80)							

2 出願手続

(1) 出願方法

原則としてインターネットを利用した電子申請で出願すること。電子申請で出願できない場合は、郵送も可とする。

ただし、小学校・中学校本免申請者で、関東・関西会場での受験を希望する者は、郵送で出願すること（関東・関西会場受験希望者の電子申請は不可）。

(2) 出願期間

令和 4 年 5 月 16 日（月）午前 10 時～ 5 月 26 日（木）午後 5 時まで

※ 郵送の場合は 5 月 26 日（木）までの消印有効

ただし、小学校・中学校本免申請者で、関東・関西会場での受験を希望する者は以下の期間とする（郵送のみ）。

令和 4 年 5 月 16 日（月）～ 8 月 18 日（木）消印有効

3 要項等交付開始日 令和 4 年 5 月 6 日（金）

長崎県教育庁高校教育課のホームページに掲載

※ 郵送も可（長崎県教育庁高校教育課への申込み）

4 試験日程

(1) 第1次試験

○実施日：令和4年7月10日(日)

○場 所：県立長崎西高等学校、長崎市立長崎商業高等学校、県教育センター

(2) 第2次試験

○実施日：令和4年8月25日(木)～9月5日(月)のうち、1日を指定して実施する。ただし、中学校の「技術」・「家庭」、高等学校の「家庭」・「看護」・「福祉」受験者は、実技試験実施のため2日間を指定する。

場 所：県教育センター

内 容：個人面接

※ 教科に関する課題面接を含む(小・中学校受験者対象)。

※ 児童生徒への対応・技能等に関する課題面接を含む(養護教諭受験者のみ対象)。

※ 高等学校英語受験者は、英語による質疑応答を含む。

※ 模擬授業を含む(高等学校・特別支援学校受験者を対象)。

実技試験(中学校「技術」・「家庭」、高等学校「家庭」・「看護」・「福祉」受験者のみ)

適性検査(オンライン)

第2次試験(関東・関西会場)

※小学校・中学校本免申請者で、関東・関西会場での受験を希望する者対象

○実施日：関東会場 令和4年9月10日(土)

関西会場 令和4年9月11日(日)

場 所：関東会場 東京国際交流館プラザ平成(東京都江東区)

関西会場 兵庫国際交流会館(兵庫県神戸市)

※ 会場はいずれも予定

内 容：個人面接(教科に関する課題面接を含む)。

適性検査(オンライン)

5 採用候補者名簿登載及び内定通知

令和4年10月7日(金)頃の予定

6 過去6年間の2次合格者数（実績）

校種・職 年度	令和4 年度	令和3 年度	令和2 年度	平成31 年度	平成30 年度	平成29 年度
小学校教諭	241	229	235	226	235	184
中学校教諭	100	90	82	71	62	50
高等学校教諭	56	52	50	49	47	54
特別支援学校教諭	45	47	48	50	57	56
養護教諭	21	20	25	30	32	32
合計	463	438	440	426	433	376
(実質競争倍率)	2.3倍	2.6倍	2.6倍	3.1倍	3.3倍	4.2倍

(実質競争倍率) = 受験者数 ÷ 2次合格者数

報 告 事 項 (4)

高校教育課

件名	令和5年度県立学校職員（実習助手、寄宿舍指導員）採用選考試験の実施時期の変更について																				
概要	<p>1 目的 学校職員（実習助手、寄宿舍指導員）採用選考試験の実施時期を早めることで、優秀な人材確保につなげる。</p> <p>2 実施時期の変更について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 20%;">変更後</th> <th style="width: 20%;">R3 実施</th> <th style="width: 45%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">公 布</td> <td style="text-align: center;">7月上旬</td> <td style="text-align: center;">10月 1日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第1次試験</td> <td style="text-align: center;">8月中旬</td> <td style="text-align: center;">11月 11日</td> <td>①一般教養試験 ②適性検査</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2次試験</td> <td style="text-align: center;">9月中旬</td> <td style="text-align: center;">12月 13日</td> <td>①小論文 ②面接</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合否発表</td> <td style="text-align: center;">10月上旬</td> <td style="text-align: center;">1月 14日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教員採用選考試験や他の公務員試験等の併願による辞退者や定年退職以外の退職者への対応として、区分Ⅱ合格制度（教員採用選考試験で適用）を設ける。 		変更後	R3 実施	備 考	公 布	7月上旬	10月 1日		第1次試験	8月中旬	11月 11日	①一般教養試験 ②適性検査	第2次試験	9月中旬	12月 13日	①小論文 ②面接	合否発表	10月上旬	1月 14日	
	変更後	R3 実施	備 考																		
公 布	7月上旬	10月 1日																			
第1次試験	8月中旬	11月 11日	①一般教養試験 ②適性検査																		
第2次試験	9月中旬	12月 13日	①小論文 ②面接																		
合否発表	10月上旬	1月 14日																			

報 告 事 項 (5)

児童生徒支援課

件 名	「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における県教育委員等の 学校訪問について
概 要	<p>1. 趣旨</p> <p>「長崎っ子の心を見つめる教育週間」の中で、県教育委員が、特色ある取組を実施している学校を訪問し、児童生徒と交流し、教職員を励ますとともに、本県の教育活動等について共通認識をもち、県内各学校の本教育週間に対する意識向上を図る。</p> <p>2. 訪問予定校</p> <p>○ 佐世保市立広田中学校</p> <p>① 概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住 所：佐世保市重尾町188 ・学級数：16 (R3) ・生徒数：490名 (R3) <p>② 訪問日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年6月28日 (火) <p>③ 選定理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度は、小学校を訪問。今年度は中学校を訪問する。 ・広田中学校は、県内でも特色のある小中一貫型教育の学校であり、広田小学校の6年生が中学校敷地内で過ごしている。 ・小中の接続を生かして、一歩先の学力を獲得する教育基盤を備えながら、きめ細かい実践に取り組んでいる。 <p>3. 学校訪問当日の流れ (予定)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) あいさつ (2) 授業参観 (3) 教育委員会からの所感及びお礼 (教育懇談会) <p>4. 参考 (過去3年間の教育委員訪問実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 元年6月10日 長与町：県立北陽台高等学校 <li style="padding-left: 40px;">7月 5日 対馬市：巖原中学校 ・令和 2年 コロナ禍を鑑みて「訪問なし」 ・令和 3年7月 9日 諫早市立諫早小学校 <p>※ 令和3年度より、学校訪問を1校としている。</p> <p>※ H16知事訪問以降 (H26から教育委員会訪問)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校…11校 中学校…11校 高校…3校 特支関係…2校 <p>※ 今年度も県PTA連合会、県公立高等学校PTA連合会が同行する。</p>

令和4年度「長崎っ子の心を見つめる教育週間」実施要項

長崎県教育委員会

1 趣 旨

本県では、平成16年から本教育週間を開始し、これまですべての公立学校で教育活動を公開する教育週間の実施を通して、学校と保護者や地域住民が連携し、「地域の子どもは地域ではぐくむ」という気運を高め、大きな成果を上げてきた。

新型コロナウイルス感染症と共に生きていく社会において、児童生徒を取り巻く生活環境が大きく変容する中、“いのちを輝かせて生きる心豊かな長崎っ子の育成”を目指す本県教育の特色あるこの取組を、より一層児童生徒の一人一人の心に寄り添いながら推進する。

2 期 間

令和4年5月から11月の間で各学校が設定する一定期間とし、新型コロナウイルスの感染状況を鑑みて、県立学校は学校長、小中学校は各市町教育委員会が前期（5月～7月）、後期（9月～11月）のいずれかの実施の判断をする。

3 目 的

- ◎ いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子の育成を図る。
 - 命を大切にすることや思いやりの心の育成
 - あこがれや将来への志の育成
 - あいさつやマナーの向上

4 令和4年度重点目標

学校と家庭や地域住民が連携して、児童生徒の児童生徒がいのちを輝かせて生きようとする心情を育むとともに、情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用し、情報モラルについての理解を深める。

5 すべての学校で取り組む5項目

- ① 「命に関する講話」等を通して、かけがえのない命を大切にすることや心情を育む。
- ② 本教育週間の取組について、家庭・地域・関係機関等と連携して企画し、運営にあたる。
- ③ 情報モラル教育教材「SNSノート・ながさき」を活用した情報モラルの学びを通して、相手の立場に立った言動などを大切にすることや心情を育む。
- ④ 話し合いや学びの場を通して、「いじめ（SNSによる誹謗中傷・新型コロナウイルス感染症における偏見や差別等を含む）はどんな理由があってもいけないことだ」という意識を育む。
- ⑤ 「道徳の授業」、高等学校及び特別支援学校高等部にあつては「道徳教育に関わる教育活動」を全学級で公開する。

※ 上記5項目の他、別紙「その他の本教育週間に係る学校の取組例」も参考にして各学校で取り組む。

6 各市町教育委員会の取組

- (1) 域内の小・中学校と連絡調整して、教育週間の期間を設定する。
- (2) 市町一斉の学校公開に対する支援、地域等への学校参観の呼びかけを行う。
- (3) 家庭教育フォーラム、講演会、土日の親子ボランティア活動等を実施する。
- (4) 市町のホームページや回覧板等で、本教育週間の広報・啓発等を行う。

7 県教育委員会における取組

- (1) 市町教育委員会及び学校に対して、具体的取組例や実施上の留意事項等を示すなど、充実した活動にするための支援を行う。
- (2) 本教育週間の広報・啓発等を実施し、県民を挙げて子どもの健全育成を推進する。
- (3) 「SNSノート・ながさき」を活用した取組に係るアンケートを実施し、効果検証を行い情報モラル教育の充実を図る。

8 留意事項

- (1) 別添「安全対策要領」を参照し、安全対策の徹底を図る。
- (2) 学校・家庭・地域・関係機関が連携し社会総がかりで子どもを育成するためには、地域で育む子ども像である「子どもへのメッセージ」や目指す地域像を、地域全体で共有化する必要がある。そのためには、各学校のホームページに掲載するなど、道徳教育全体計画に係る内容の周知の仕方や本教育週間の企画・運営・広報の仕方等を見直し、より多くの方に足を運んでいただけるよう工夫する。

9 報告

- (1) 市町教育委員会
 - ・管下の各学校の「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を前期実施の場合は8月5日（金）、後期実施の場合は12月9日（金）までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。
- (2) 県立学校
 - ・「教育週間における取組」については、「教育週間の実施状況」を前期実施の場合は8月5日（金）、後期実施の場合は12月9日（金）までに別途依頼する様式で県教育委員会へ報告する。

※ 県教育委員会への実施計画の報告は行わないが、「実施状況調査」報告の際に、実施した取組内容を報告する。

なお、学校が設定した一定期間以外の期間に、本週間の趣旨に合致した取組を行った場合にも、同様に実施したこととして上記報告書に記載する。

10 その他

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた本教育週間の実施にあたっては、学校・家庭・地域が連携し、感染及びその拡大リスクを可能な限り低減しつつ、これまでの取組を参考に、日程調整、授業形式、参加形態等を工夫しながら、地域の実態に応じて、弾力的に取り組む。

【参考】その他の本教育週間に係る学校の取組例

- (1) 教科や特別活動など道徳の授業以外の学習でも、いのちを輝かせて生きようとする子どもの育成に係る取組を行う。
 - ・ 「子どもへのメッセージ（目指す子ども像）」に係る活動
 - ・ 長崎っ子さわやか運動
 - ①さわやかなあいさつ：明るく気持ちのよいあいさつをしよう。
 - ②さわやかな返事：元気な声で返事をしよう。
 - ③さわやかなマナー：学校や社会のルールを守り、人の役に立つ行いをしよう。
 - ④さわやかな服装：長崎っ子らしい品位を持ち、さわやかな服装を心がけよう。
 - ・ 高校生さわやか運動
 - ①さわやかなあいさつ：明るくさわやかにあいさつをしよう。
 - ②さわやかな服装：高校生らしい品位をもち、さわやかに制服を着よう。
 - ③さわやかなマナー：校則や社会のルールを守り、他人の迷惑になる行為はやめよう。
 - ・ 他校種と連携した合同授業や他校種の教師を招いての授業
 - ・ 地域の学校との合同マナーアップキャンペーン
 - ・ 薬物乱用防止教育
 - ・ サイバーセキュリティボランティアの活用
- (2) 学校行事や地域行事等を積極的に活用し、地域の行事等に教職員や児童生徒、保護者がともに参加する取組を推進する。
 - ・ 外部講師を招聘した「命」に関する講話
 - ・ 豊かな人生経験を有する人材を活用した道徳の授業
 - ・ 「SDGs」や「ふるさと教育」等に関する総合的な学習や探究の時間における学習成果発表会等の取組
 - ・ 地域や外部人材による、子どもの心に響く優れた本の読み聞かせ
 - ・ キャリア教育の一環としての職業講話など、将来への「夢・憧れ・志」を育てる取組
 - ・ 地域の行事（ボランティア活動やスポーツ大会、共に語る会等）に参加し、教職員と児童生徒や保護者、地域住民が共に汗を流したり、憧れや将来への志について語り合ったりする活動
 - ・ PTAや学校運営協議会、学校支援会議等と連携したあいさつ運動や地域クリーンアップ活動
- (3) 保護者に対しても情報モラルについて啓発する。
 - ・ 「SNSノート・ながさき（保護者用）」の活用を通して、学校と保護者が情報モラルについて共通理解する場の設定
 - ・ 携帯電話等やゲームの過度の利用による健康被害の懸念やSNS等の利用に関する危険性についての指導や保護者への啓発活動
 - ・ メディア安全指導員や民間企業と連携した活動
- (4) いじめ問題の改善に向けた取組を行う。
 - ・ 教育相談体制の充実を図るとともに、教職員のいじめに対する理解を深める場の設定
 - ・ 面談等を活用した保護者との情報共有
 - ・ 家庭や地域と連携した規範意識の向上を図る活動
- (5) 本教育週間以外でも、定期的に学校の教育活動を公開する。
 - ・ 保護者や地域住民に対する授業や学校行事等の公開

※ 新型コロナウイルス感染症の感染及びその拡大リスクの低減に伴う安全確保につきましては、学校・地域の実態に応じてガイドライン等に沿った対応をお願いします。

「長崎っ子の心を見つめる教育週間」における安全対策要領

1. 組織の充実

(1) 安全管理体制の再確認

学校支援会議等の中で安全管理組織(役割分担、連絡体制等)を設立し、教職員及び関係者一人一人の危機意識を高め、全教職員で共通理解を図る。

(2) 地域との連携強化

P T A、警察等の関係機関・団体、自治会、青少年育成ココロねっこ指導員等地域の団体や個人の協力を得る(関係者及び地域住民に、本事業の趣旨(安全面)を含めアピールし、各校長から協力依頼をする)。

2 事前の対策

(1) 校地内外のパトロール体制など一週間、一日の具体的な安全計画を立てる。

(2) 不審者侵入を想定した対応訓練等を実施し、状況に応じて適宜変更できるよう避難経路や避難場所、誘導方法など複数確認しておく。

(3) 施設・設備の点検

- 遊具等の安全を再点検し、必要に応じて立ち入り禁止の表示を行うとともに、視界を遮る立木や障害物等を撤去し見通しをよくするなどの環境整備を図る。
- 廊下や教室を整理整頓し、校舎案内図等と併せて消火器や非常口、A E Dの保管場所等の安全設備を掲示案内する。

(4) 参加者名簿等を作成しておく。

(5) 情報の共有化を図る。

- P T Aや自治会、警察等の関係機関等と連絡を密にし、不審者の情報や事件、事故の発生状況等を周知し、協力を求める。

3 期間中の対策

(1) 受付での対策

- 出入り口を限定し、氏名や住所等記入してもらう来校者名簿を活用する等、来校者の把握を確実にを行うとともに、I Dカードや名札をつけてもらう等受付をしたかどうかの確認ができるようにする。
- 不自然な荷物や不審な物(凶器となり得る物等)を持っていないかの確認を行う。
- 不自然な行動や暴力的な態度が見られないかの確認を行う。

(2) 校内での対策

- 教職員による校内パトロールを強化する。
 - ・ 緊急時に備え、ホイッスル等を身に付けてパトロールする。
 - ・ チェックリスト等を活用し、パトロールの結果を記録する。
- 保護者や地域の関係者の協力を得て校内パトロールを実施する。
- 来校者を見かけたら、積極的にあいさつしたり、声を掛けたりするように努める。

4 不審者への対応

(1) 学校安全計画及び安全管理マニュアルに基づき、迅速かつ的確に対応する。

- 他の職員等への連絡や協力を求める。
- 言葉や相手の態度に注意しながら、不審者との間合いを取り、丁寧に退去を求める。
 - ・ 隔離・通報する。
 - ・ 別室に案内し、隔離する。
 - ・ 警察へ通報する。
 - ・ 校内放送等で関係者に周知する（不審者に気付かれず、児童生徒がパニックにならないように工夫する）。
- 退去しても再度侵入したり、学校周辺に居続けたりする可能性があるため、監視を継続するとともに、状況に応じて教職員や関係者の引率による集団下校等実施する。
- 教育委員会等に連絡する（状況についてできるだけ詳しく記録する）。

(2) 緊急時(危害を及ぼすおそれのある場合)の対応

- 大声を出したり、非常ベルや火災報知器等を鳴らしたりすることにより、事件の発生を周囲に知らせるとともに、他の教職員の応援(110番通報)を求める。
- 身近な物で不審者との距離をとり、移動を阻止するなど暴力の抑止と被害の防止を図る。
- 校内放送等により速やかに児童生徒を安全な場所に避難させる(児童生徒の掌握を徹底し、安全を確保する)。
- 教育委員会等に連絡する(状況についてできるだけ時間経過等詳しく記録する)。

5 県教育委員会の協力依頼対応

県教育委員会は、下記関係機関や団体等に文書等により協力を依頼(令和4年4月依頼予定)する。併せて、校区内の関係機関や団体等の関係者には、各校長から本事業の趣旨(安全面)を含め周知し、協力を依頼する。

- 県警察本部
- 県少年補導員連絡協議会
- 県PTA連合会
- 県公立高等学校PTA連合会
- 市町健全育成連絡協議会
- 青少年育成ココロねっこ指導員
- 市少年センター補導員
- 県青少年育成県民会議
- 県保護司会連合会
- 県社会福祉協議会
- 県商工会連合会

報 告 事 項 (1)

総務課

件 名	令和3年度に実施された監査の結果及び措置状況について
概 要	<p>1 監査の結果</p> <p>(1) 令和3年度普通会計定期監査 (後期) (資料① 2頁～24頁)</p> <p>① 監査実施期間 令和3年9月7日～令和4年2月21日</p> <p>② 監査対象機関 実地監査20 (県立学校20) 書面監査56 (地方機関2、教育機関2、県立学校52)</p> <p>③ 監査対象期間 実地監査 令和2年度～実地監査日 書面監査 令和2年度</p> <p>④ 結 果 指 摘 17件 収入に関すること (県立学校 1件) 予算の執行に関すること (県立学校 3件) 契約に関すること (県立学校 8件) 工事に関すること (県立学校 1件) 物品に関すること (県立学校 2件) 財産の管理に関すること (県立学校 1件) その他 (県立学校 1件) 指 導 74件</p> <p>(2) 令和3年度財政援助団体等監査 (資料① 25頁～39頁)</p> <p>① 監査実施期間 令和3年8月24日～令和4年2月21日</p> <p>② 監査対象機関 公益財団法人長崎県育英会、 特定非営利活動法人長崎県青少年体験活動推進協会、 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社、 公益財団法人長崎県スポーツ協会</p> <p>③ 監査対象期間 令和2年度</p> <p>④ 結 果 指 摘 5件 奨学金返還に係る滞納について 他 意 見 3件 指定管理に関する収支状況の県への報告 について 他 指 導 4件 小江原射撃場の利用料金について 他</p> <p>2 監査の結果にかかる措置状況</p> <p>監査結果に対する措置状況等について、資料②のとおり なお、措置状況については、地方自治法第199条第12項及び 第252条の38第6項の規定に基き、監査委員へ通知します。</p>

概 要

<参考 1 : 定期監査（後期）における前年度比較>

	収入	予算 執行	契約	工事	補助 金等	物品	財産 管理	その他	計
指摘	±0 (1) 1	+2 (1) 3	▲1 (9) 8	+1 (0) 1	±0 (0) 0	▲2 (4) 2	±0 (1) 1	+1 (0) 1	+1 (16) 17
意見	±0 (0) 0	±0 0	▲1 (1) 0	±0 (0) 0	±0 (0) 0	±0 (0) 0	▲1 (1) 0	±0 (0) 0	▲2 (2) 0
指導	+6 (0) 6	▲4 (4) 0	+2 (32) 34	▲1 (1) 0	+1 (0) 1	+13 (14) 27	+4 (1) 5	▲1 (2) 1	+20 (54) 74
計	+6 (1) 7	▲2 (5) 3	±0 (42) 42	±0 (1) 1	+1 (0) 1	+11 (18) 29	+3 (3) 6	±0 (2) 2	+19 (72) 91

※ () は前年度後期監査結果件数

※上段の数値は前年度からの増減数

<参考 2 : 定期監査（後期）における指摘事項等件数の推移>

	R元	R2	R3
指摘	21	16	17
意見	2	2	0
指導	77	54	74
計	100	72	91

報告事項(1)資料①

監査の結果について

総務課

令和4年5月



R03-21000-01119

令和4年3月30日

長崎県教育委員会教育長 平田 修三 様

長崎県監査委員 濱本磨毅穂

同 砺山 和仁

同 吉村 洋

同 坂本 浩

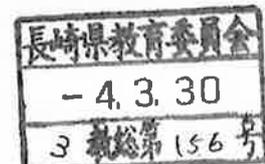


監査の結果について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した下記監査の結果を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

記

- 1 令和3年度普通会計定期監査（後期）
- 2 令和3年度財政援助団体等監査



定期監査結果報告書

令和3年度後期分

令和4年3月

長崎県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1ページ
1 監査対象機関及び実施日	
2 監査対象期間	
3 監査の観点	
4 基本事項	
第2 監査の結果	3ページ
1 総 括	
2 指摘事項等の状況	
第3 指摘事項	6ページ
第4 意 見	13ページ
(別 紙)委員監査の実施状況	
1 実地監査	14ページ
2 書面監査	17ページ

令和3年度普通会計定期監査結果（後期）

第1 監査の概要

1 監査対象機関及び実施日

地方自治法第199条第4項の規定による令和3年度後期における普通会計の定期監査を、長崎県監査基準に準拠し、令和3年9月7日から令和4年2月21日までの期間において、122箇所の地方機関（知事部局、県立学校等、警察署）を対象として実施した。

監査対象機関、監査年月日及び監査にあたった委員は、別紙のとおりである。

【監査対象機関】

	地 方 機 関			
	知事部局	県立学校等	警察署	計
実地監査	14	20	8	42
書面監査	10	56	14	80
合 計	24	76	22	122

2 監査対象期間

原則として令和2年度を対象期間としたが、監査委員が必要と認めるときは、令和3年度についても監査日までを対象期間とした。

3 監査の観点

監査に当たっては、県の事務事業が法令等に則り適正に行われているか、また、経済性、効率性、有効性は確保されているかの3Eの観点から実施した。

4 基本事項

(1) 収入

- ① 収入確保のため、調定事務、徴収対策が適切に行われているか。
- ② 収入未済の解消について、時効の管理を含む債権管理を適切に行い、効率的な回収に取り組まれているか。

(2) 予算の執行

- ① 予算の執行は、適切に行われているか。
- ② 経済性を考慮し計画的かつ効率的に執行され、効果的なものとなっているか。

(3) 契約

- ① 業務の履行確認は、徹底されているか。
- ② 予定価格の積算根拠は、明確かつ適切であるか。
- ③ 委託の成果は、有効に活用されているか。

(4) 工事

- ① 工事の計画・設計・施工は、法令等に準拠しているか。適切かつ効率的、経済的に執行されているか。
- ② 設計積算にあたっては、十分な検討及び設計照査が行われているか。また、特に契約変更時は、必要性、経済性が検討されているか。
- ③ 入札手続き、契約方法、支出に関する事務処理は、適切に行われているか。

(5) 補助金等

- ① 補助金等の事務処理は、関係法令等に基づいて適切に行われているか。
- ② 補助事業完了後の審査は、書面や現地で適切に行われているか。
- ③ 補助事業の効果の検証は、行われているか。

(6) 物品

- ① 物品の調達・管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 物品は、有効に活用されているか。

(7) 財産の管理

- ① 公有財産等の管理は、規則等に基づき適切に行われているか。
- ② 公有財産は、有効に活用されているか。

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、地方機関における財務に関する事務の執行については、おおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、一部において、下記の指摘事項等のおり是正または改善を要する事項が見受けられたので、今後とも関係法令等を遵守するとともに、適正かつ効率的な事務執行の確立に努める必要がある。

2 指摘事項等の状況

今回の監査の結果、事務処理を是正・改善すべきものについては、以下のとおりである。

	計	収入未済	収入	予算執行	契約	工事	補助金等	物品	財産管理	その他
指摘事項	(60) 59	(8) 3	(6) 5	(1) 4	(23) 27	(1) 3		(13) 11	(8) 3	
指導事項	(145) 205	(4) 6	(6) 7	(10) 4	(69) 104	(2) 1	(2) 4	(37) 54	(12) 18	(3) 7
意見	(3) 3				(1) 2			(1) 1	(1)	
合計	(208) 267	(12) 9	(12) 12	(11) 8	(93) 133	(3) 4	(2) 4	(51) 66	(21) 21	(3) 10

()は令和2年度後期監査結果件数

今回は、「契約」に関して、浄化槽の保守点検回数の設定状況や産業廃棄物処分委託等における業者の資格確認状況、また、「物品」に関して、物品管理簿等の登記基準改正への対応状況に留意したことなどにより、両項目において検出件数が特に増加している。

※監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③収入確保に適切な措置を要するもの
- ④予算を目的外に支出しているもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性、効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

(1) 収入未済について（指摘3件、指導6件）

収入未済については、相続放棄の確認が遅延している事例、債権管理簿への記入漏れがある事例などが認められたので、適正な債権管理を行い、個別状況に応じた早期の対応に努めるなど効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めるべきである。

(2) 収入について（指摘5件、指導7件）

工事完成が遅延しているにもかかわらず遅滞損害金を徴収していない事例や漁港施設にある漁具倉庫について無許可で占用されている期間の不当利得を請求していない事例、収納の事務を私人に委託しているにもかかわらず告示等を行っていない事例などが認められたので、収入事務の適正な執行に努めるべきである。

(3) 予算の執行について（指摘4件、指導4件）

使用していないプロパンガスの基本料金を長年にわたり漫然と支出している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(4) 契約について（指摘27件、指導104件）

建築設備や消防設備などの点検業務委託において、不具合箇所が報告されているにもかかわらず対応がなされていない事例、清掃業務委託において、清掃範囲を変更指示しているにもかかわらず変更契約の手続きを行っていない事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

また、浄化槽保守点検業務委託において、点検回数が法定回数より少ない事例や理由を明示せず法定回数を超えている事例が少なからず見受けられたので、適正な事務処理に努めるべきである。

(5) 工事について（指摘3件、指導1件）

砂防工事において、地質調査報告の申送り事項を設計に反映せず、観測機器を設置しなかったことなどから、法面変状に伴い工事期間の延長や工事費の増加が発生している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(6) 補助金等について（指導4件）

実績報告書の内容審査が不十分なまま補助金を支出している事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

(7) 物品について（指摘11件、指導54件）

来庁者用の駐車サービス券について、交付時に記録する使用簿と在庫管理を行う受払簿が不突合となっている事例、家畜人工授精用凍結精液について、配布先から提出された利用状況報告書の集計誤り等があり数量管理が不十分な事例、公用車の廃止に伴う自動車重量税等の還付手続きが行われていない事例などが認められたので、適正な物品の管理に努めるべきである。

(8) 財産の管理について（指摘3件、指導18件）

コージェネレーションシステム（熱電併給装置）が故障しているにもかかわらず、一年以上対応していない事例、県有地において撤去してきた自転車などを大量に放置している事例などが認められたので、適正な公有財産の管理に努めるべきである。

(9) その他（指摘3件、指導7件）

保管金の管理において、源泉徴収した所得税等の還付対象者への還付漏れ並びに税務署への納付漏れ及び還付請求漏れがある事例、感染性廃棄物の保管について、法律等の定めに従っておらず管理が不十分な事例などが認められたので、適正な事務処理を行うべきである。

第3 指摘事項

次のような不適切な事例があったので、適正に事務を執行すること。

1 総務部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(県税及び加算金等) [対馬振興局管理部税務課]

(2) 物品

来庁者用の駐車サービス券について、来庁者に渡す都度に記録する使用簿と毎日の在庫管理を行うための受払簿との間で不突合があり、管理が不十分である。

[県央振興局税務部納税課、課税課]

2 地域振興部

(1) 契約

① ワークハウスレンタル契約において、誤った理由により契約保証金を免除している。 [五島振興局管理部総務課]

② 横道地区地域防災対策総合治山工事設計等業務委託において、契約保証金の要否についての確認が不十分であったため、契約保証金を契約後に納付させている。

[五島振興局管理部総務課]

(2) 物品

上五島支所のプレハブ倉庫について、産業廃棄物としての処分が行われておらず、支出科目も誤って処理されている。

また、物品の不用決定を行わずに処分をしている。 [五島振興局上五島支所総務課]

(3) その他

保管金の管理において、源泉徴収した所得税等の還付対象者への還付漏れや、税務署への納付漏れ及び還付請求漏れがある。 [五島振興局管理部総務課]

3 県民生活環境部

(1) その他

感染性廃棄物の保管について、法律等の定めに従っておらず管理が不十分である。

[五島振興局保健部衛生環境課]

(福祉保健部に再掲)

4 福祉保健部

(1) 収入未済

収入未済については、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。(障害福祉手数料等) [こども医療福祉センター]

(2) 契約

長崎こども・女性・障害者支援センター庁舎清掃業務委託において、清掃範囲を変更指示しているにもかかわらず、変更契約の手続きを行っていない。

また、仕様書と積算の内容が異なっている。

さらに、報告書で作業実施が確認できないものがあり、履行確認が不十分である。

[長崎こども・女性・障害者支援センター]

(3) 工事

エアコン取付工事において、妥当性の検討を行うことなく、値引き後の参考見積額に基づいて予定額の積算を行っている。

また、見積書徴取業者の選定にあたり、参加資格の確認が不十分である。

[長崎こども・女性・障害者支援センター]

(4) 物品

① 公用車の使用において、公用車運行日誌運行前点検表による所属長等の確認が記録されていない。

また、アルコールチェックが確実に実施されていない。

[彦岐振興局保健部企画保健課]

② 公用車の廃車に伴う自動車重量税の還付手続きが行われていない。

[長崎こども・女性・障害者支援センター]

(5) その他

感染性廃棄物の保管について、法律等の定めに従っておらず管理が不十分である。

[五島振興局保健部企画保健課]

5 産業労働部

(1) 契約

エレベーター保守点検業務委託契約による点検結果で判明した動作不良箇所について、仕様書で提出が定められている受託業者からの修理見積書が、1年以上提出されなかったことにより対応が遅延している。

また、対象機器2基のうち1基が故障し稼働していないにもかかわらず、点検項目の見直しを検討することなく、当初の契約金額がそのまま支払われている。

[佐世保高等技術専門校]

6 水産部

(1) 収入

漁港施設にある漁具倉庫について、無許可で占用されている期間の不当利得を請求していない。

[五島振興局上五島支所建設部管理・用地課]

(2) 契約

庁舎建築設備等点検業務において提出された定期検査報告書に、要是正の指摘があるが対応の検討がされていない。 [長崎港湾漁港事務所総務課]
(土木部に再掲)

(3) 物品

① 消耗品等出納簿(切手)において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、年度初めに行う前年度繰越高の物品管理者及び出納員の確認がなされていない。 [長崎港湾漁港事務所総務課]
(土木部に再掲)

② 公用車の廃車が遅延したことにより、本来還付可能な自動車重量税、自賠責保険料の還付が行われていない。 [杵岐振興局農林水産部水産課]

(4) 財産の管理

ボイラーのガス及び電気料金を抑制するために設置されたコージェネレーションシステム(熱電併給装置)が故障しているにもかかわらず、一年以上対応していない。 [総合水産試験場]

7 農林部

(1) 収入

① 大村レインボーロード地区小川内大橋橋脚補強工事において、工事完成が遅延しているにもかかわらず、遅滞損害金を徴収していない。 [県央振興局農林部農道課]

② 家畜人工授精用凍結精液譲渡料の収納事務を私人に委託しているにもかかわらず、告示等を行っていない。 [肉用牛改良センター]

(2) 契約

① 上槻地区災害関連緊急治山工事(2工区)の変更契約において、追加工事の経費算出を誤っている。 [対馬振興局農林水産部森林土木課]

② 豚委託販売契約外2件において、県が負担する「と場経費」などの内容が、契約書上不明確である。 [農林技術開発センター]

③ 長崎県病害虫防除所浄化槽保守点検業務委託において、県の申入れにより変更契約を行っているが、相手方から見積書を徴取せず県から通知した額で契約を締結している。 [農林技術開発センター]

④ ノコグズの売買単価契約において、契約保証金の免除に必要な履行完了実績を確認しないまま、契約保証金を免除している。

また、入札執行通知書に契約保証金の取扱について記載していない。

さらに、契約書に契約保証金の条項が約定されていない。 [肉用牛改良センター]

- ⑤ 自家用電気工作物保安業務委託（本校）において、至急対応が必要な不具合等が報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。 [農業大学校]

(3) 物品

- ① 県央地区効果促進事業測量業務委託（2工区）において、成果品として受け取った記録機器類（HDD）が物品として組み入れされていない。 [県央振興局農林部森林土木課]
- ② 毒物劇物で長期間使用されていない物が存在し、使用の見込みがないまま保管されている。 [農林技術開発センター]
- ③ 家畜人工授精用凍結精液について、配布先から提出された利用状況報告書の集計誤り等があり数量管理が不十分である。 [肉用牛改良センター]

8 土木部

(1) 収入未済

収入未済について、相続放棄の確認遅延や債権管理簿の未記入があるので、債権の適正な管理を行うとともに、効果的な徴収対策を講じ、収入の確保に努めること。（港湾施設使用料等）

また、不法占用にかかる不当利得を調定していない。

さらに、相続人調査について適正に文書管理がされていない。

[五島振興局建設部管理・用地課]

(2) 収入

港湾使用料（特別会計）外において、納期限内に納付がされていないにもかかわらず督促を行っていない。 [対馬振興局建設部管理課]

(3) 契約

- ① 庁舎建築設備等点検業務において提出された定期検査報告書に、要是正の指摘があるが対応の検討がされていない。 [長崎港湾漁港事務所総務課]

- ② 長崎県営常盤駐車場管理・収納業務委託において、精算機の日データと収納金額が不突合である原因の確認が不十分なまま検査合格としている。 [長崎港湾漁港事務所港営課]

- ③ 長崎港港湾機能施設整備工事に係る土地鑑定評価契約は、請負であり検査調書を作成する必要があるが、これが作成されていない。 [長崎港湾漁港事務所港営課]

- ④ 小ヶ倉柳地区消防用設備等点検業務委託外2件において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、契約が遅延し消防法等で定められている点検期間が遅延している。 [長崎港湾漁港事務所港営課]

⑤ 一般県道諫早外環状線道路改良工事（監督補助業務委託その1）外1件において、工事の件数や箇所が変更されたにもかかわらず、変更契約を行っていない。

[県央振興局建設部道路第二課]

⑥ 半造川樋門等操作管理委託において、承諾のないまま再委託が行われている。

[県央振興局建設部河港課]

⑦ 県央振興局管内ダム管理補助業務委託外2件の点検業務委託で報告された不具合箇所について、対応が遅延している。

[県央振興局建設部河港課]

⑧ 消防設備保守点検業務委託において、消火器具が不良との点検結果報告があったにもかかわらず、対応がなされていない。

[五島振興局建設部管理・用地課]

⑨ 一般県道河務福江線道路植栽管理委託において、契約が遅延している。

また、契約の内容に沿った保険加入が行われていない。

さらに、損害保険の予定額の積算が不明確である。 [五島振興局建設部道路課]

⑩ 産業廃棄物処分業務において委託契約書を作成しないまま、委託しており、また、最終処分の確認をしていない。

[杵岐振興局建設部杵岐空港管理事務所]

⑪ 加志川総合流域防災工事に伴う土地鑑定評価契約において、100万円を超える契約であるにもかかわらず、検査調書が作成されていない。

[対馬振興局建設部用地課]

(4) 工事

浜田川通常砂防工事（堰堤工）において、事前に実施した地質調査報告の送り事項を設計に反映せず、観測機器を設置しなかったことなどから、法面変状に伴い工事期間の延長や工事費の増加が発生している。

また、地盤改良工などの追加に伴う設計変更の際し、変更施工計画書の提出を受ける前に着工させている。

[杵岐振興局建設部建設課]

(5) 物品

消耗品等出納簿（切手）において、昨年度の監査での指導にもかかわらず、年度初めに行う前年度繰越高の物品管理者及び出納員の確認がなされていない。

[長崎港湾漁港事務所総務課]

(6) 財産の管理

県有地であるダム資料倉庫の敷地に、撤去してきた自転車などを大量に放置しており、管理が不十分である。

[県央振興局建設部管理課、道路第一課、河港課]

9 教育庁

(1) 収入

自動販売機の設置に係る使用料について、調定が大幅に遅延している。

[北松西高等学校]

(2) 予算の執行

① ストレスチェック面接指導業務委託契約において、施行伺を作成していない。

また、単価契約であるにもかかわらず、契約伺を支出負担行為決議書により行っている。
[口加高等学校]

② 印刷機の消耗品において、伺いによる決裁を行わず購入しているものがある。

[口加高等学校]

③ 使用していないプロパンガスの基本料金を長年にわたり漫然と支出している。

[北松西高等学校]

(3) 契約

① 職員公舎における外壁調査業務委託において、再委託の承認がされていない。

[長崎北高等学校]

② 委託契約書等において、検印を受けることなく公印を押印している。

[猶興館高等学校]

③ 消防用設備点検業務委託（学校・セミナーハウス）において、複数年にわたり不良箇所が報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。
[対馬高等学校]

④ 既に終了した県有財産貸付契約に係る契約保証金について、還付しないまま長期間保管し続けている。
[北松西高等学校]

⑤ し尿浄化槽保守点検業務委託の変更契約において、施行伺の作成・決裁及び見積執行通知を行っていない。

また契約変更において、仕様書における点検回数を誤って記載している。

さらに学校で保管されていた変更契約書の収入印紙が貼付されていない。

[壱岐商業高等学校]

⑥ スクールバス運行業務契約において、入札者が入札書と同時に提出すべき確約書を提出していないにもかかわらず入札に参加させている。
[ろう学校]

⑦ 教職員事務用パソコン売買契約において、機種を変更しているが、変更契約を行っていない。
[ろう学校]

⑧ 体育館水銀灯ランプ交換において、交換した水銀灯ランプを産業廃棄物収集、運搬及び処分業の許可を受けていない者に行わせている。
[佐世保特別支援学校]

(4) 工事

時津分校玄関広場舗装補修工事において、工事内容を変更しているにもかかわらず変更契約を行っていない。 [鶴南特別支援学校]

(5) 物品

① 使用していない物品や設備が多数置かれたままになっており、管理が不十分である。 [北松西高等学校]

② 加除式の図書（2冊）を紛失しており、物品の管理が不十分である。 [希望が丘高等特別支援学校]

(6) 財産の管理

浮棧橋について、海域管理条例に係る許可を受けないまま設置している。 [長崎明誠高等学校]

(7) その他

保管金において、税務署へ納付すべき所得税等のうち2年半にわたり払い出されていないものがある。 [鶴南特別支援学校]

第4 意見

今回の監査では、漫然と前例を踏襲していたことなどにより誤りが生じた事例が少なからず見受けられたので、事務事業の執行にあたっては、目的や必要性をよく理解し、根拠法令を十分に把握し、コスト意識を持ち、担当者任せにすることなく、組織として責任ある対応を求めたい。

なお、特に速やかに改善・検討などが必要と認められるものは、以下のとおりである。

(1) 県有施設・設備等の保守点検結果への対応について

建物や設備の保守点検業務委託の結果報告において、設備不良により機器の更新や修繕が必要とされた事項の対応状況を確認したところ、複数の所属で対応がなされていない事例や対応が遅延している事例が認められた。

点検結果への適切な対応がなされなければ、点検業務委託に要した経費が無駄になるばかりでなく、故障が発生し建物や設備の使用制約を受け業務に支障をきたす可能性があり、ひいては火災・事故等が発生し人命に影響を与える恐れもあることから、緊急性・重要性・危険性を判断しながら、適切な改修・補修などを速やかに検討されたい。

なお、多額の費用を要するものもあるので、計画的に対応し、適切な維持管理に努められたい。 [関係各課]

(2) 浄化槽保守点検の回数について

浄化槽の保守点検業務委託において、点検回数が法定回数に満たない事例や、理由を明示せずに法定回数を超えて点検している事例が少なからず見受けられたので、契約にあたっては、関係法令等を十分理解し、水環境対策課長通知（令和3年12月24日付「浄化槽保守点検の回数について（追加）」）も参考にしながら、経済性を考慮したうえで適切な事務処理を行うよう求めたい。 [関係各課]

(3) 物品の管理について

令和2年度に備品等の基準額の見直しがあり、各所属においては、基準額に満たない備品等を物品管理簿から削除する作業が行われたが、物品管理簿から本来削除してはならない加除式図書等や基準額を超える物品を誤って削除している事例が少なからず見受けられたので、物品管理簿の整理状況について再度確認されたい。

また、所管課においては、基準額の見直し内容について改めて周知を図るとともに、各所属で適正な整理がなされているか確認されたい。 [関係各課、物品管理室]

(別紙) 委員監査の実施状況

1 実地監査

監査対象機関	委員監査年月日	監査委員		
[振興局]				
長崎港湾漁港事務所	令和4年1月13日	濱本 磨 穀 穂 吉村 洋	砺山 和仁 坂本 浩	
県央振興局	令和3年12月22日	濱本 磨 穀 穂 吉村 洋	砺山 和仁 坂本 浩	
五島振興局	令和3年11月18日	濱本 磨 穀 穂 吉村 洋	砺山 和仁 坂本 浩	
五島振興局上五島支所	令和3年11月19日	濱本 磨 穀 穂	吉村 洋	
舌岐振興局	令和3年11月8日	濱本 磨 穀 穂 吉村 洋	砺山 和仁 坂本 浩	
対馬振興局	令和3年11月9日	濱本 磨 穀 穂 吉村 洋	砺山 和仁 坂本 浩	
[福祉保健部関係]				
長崎子ども・女性・障害者支援センター	令和4年1月20日	濱本 磨 穀 穂	坂本 浩	
佐世保子ども・女性・障害者支援センター	令和4年1月27日	濱本 磨 穀 穂	吉村 洋	
子ども医療福祉センター	令和4年1月20日	砺山 和仁	吉村 洋	
[産業労働部関係]				
佐世保高等技術専門校	令和4年1月27日	濱本 磨 穀 穂	吉村 洋	
[水産部関係]				
総合水産試験場	令和4年1月21日	濱本 磨 穀 穂	坂本 浩	
[農林部関係]				
農林技術開発センター	令和4年1月20日	砺山 和仁	吉村 洋	
肉用牛改良センター	令和4年1月28日	砺山 和仁	坂本 浩	
[土木部関係]				
石木ダム建設事務所	令和4年1月21日	砺山 和仁	吉村 洋	

監査対象機関	委員監査年月日	監査委員
[教育庁関係]		
長崎北陽台高等学校	令和4年1月21日	濱本磨毅穂 坂本 浩
佐世保西高等学校	令和4年1月28日	濱本磨毅穂 吉村 洋
宇久高等学校	令和4年1月28日	濱本磨毅穂 吉村 洋
猶興館高等学校	令和4年1月28日	砺山 和仁 坂本 浩
上対馬高等学校	令和3年11月9日	砺山 和仁 坂本 浩
西彼杵高等学校	令和4年1月21日	濱本磨毅穂 坂本 浩
小浜高等学校	令和4年1月14日	砺山 和仁 坂本 浩
北松西高等学校	令和4年1月28日	濱本磨毅穂 吉村 洋
上五島高等学校	令和3年11月19日	砺山 和仁 坂本 浩
中五島高等学校	令和3年11月19日	濱本磨毅穂 吉村 洋
島原農業高等学校	令和4年1月14日	濱本磨毅穂 吉村 洋
長崎明誠高等学校	令和4年1月21日	濱本磨毅穂 坂本 浩
大村城南高等学校	令和4年1月20日	砺山 和仁 吉村 洋
清峰高等学校	令和4年1月27日	砺山 和仁 坂本 浩
ろう学校	令和4年1月21日	砺山 和仁 吉村 洋
佐世保特別支援学校	令和4年1月27日	砺山 和仁 坂本 浩
虹の原特別支援学校	令和4年1月20日	砺山 和仁 吉村 洋
鶴南特別支援学校	令和4年1月20日	濱本磨毅穂 坂本 浩
希望が丘高等特別支援学校	令和4年1月20日	濱本磨毅穂 坂本 浩
諫早特別支援学校	令和4年1月14日	砺山 和仁 坂本 浩

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
[警察署関係]		
長崎警察署	令和4年1月20日	濱本磨毅穂 坂本 浩
諫早警察署	令和4年1月21日	砺山 和仁 吉村 洋
雲仙警察署	令和4年1月14日	砺山 和仁 坂本 浩
南島原警察署	令和4年1月14日	濱本磨毅穂 吉村 洋
川棚警察署	令和4年1月21日	砺山 和仁 吉村 洋
平戸警察署	令和4年1月28日	砺山 和仁 坂本 浩
新上五島警察署	令和3年11月19日	砺山 和仁 坂本 浩
対馬北警察署	令和3年11月9日	濱本磨毅穂 吉村 洋

2 書面監査

監査対象機関	委員監査年月日	監査委員
[危機管理監関係]		
消防学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
[総務部関係]		
東京事務所	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
[県民生活環境部関係]		
諫早食肉衛生検査所	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
川棚食肉衛生検査所	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
[福祉保健部関係]		
西彼福祉事務所	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
東彼・北松福祉事務所	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
上五島福祉事務所	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
[こども政策局関係]		
開成学園	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
[産業労働部関係]		
長崎高等技術専門学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
[農林部関係]		
農業大学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
[教育庁関係]		
埋蔵文化財センター	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
対馬歴史研究センター	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
教育センター	令和4年2月21日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
長崎図書館	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
長崎東高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
長崎西高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
長崎南高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
長崎北高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
佐世保南高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
佐世保北高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
島原高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
諫早高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
西陵高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
諫早東高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
大村高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
松浦高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
対馬高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
豊玉高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
舌岐高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
五島高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
五島南高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
奈留高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
大崎高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
国見高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
口加高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
川棚高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
波佐見高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
諫早農業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
北松農業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
西彼農業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
長崎工業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
佐世保工業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
鹿町工業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
島原工業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
大村工業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
佐世保商業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
島原商業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
諫早商業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
壱岐商業高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
長崎鶴洋高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
佐世保東翔高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
平戸高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
五島海陽高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
島原翔南高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
鳴滝高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
佐世保中央高等学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
長崎東中学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
佐世保北中学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
諫早付属中学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
盲学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
島原特別支援学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
川棚特別支援学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
長崎特別支援学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
諫早東特別支援学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
大村特別支援学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
桜が丘特別支援学校	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
[警察署関係]		
大浦警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
浦上警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
時津警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
西海警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
島原警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
大村警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
早岐警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
佐世保警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
相浦警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
江迎警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
松浦警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
五島警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂
壱岐警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂

監 査 対 象 機 関	委員監査年月日	監 査 委 員
対馬南警察署	令和4年2月21日	濱本磨毅穂

監査委員

監査委員

監査委員

監査委員

員 委 委 員	自 民 民 民 民 民	民 民 民 民 民
民 民 民 民 民	民 民 民 民 民	民 民 民 民 民

令和3年度

財政援助団体等監査
監 査 結 果

長崎県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
第 2	監査の結果	
1	総括	1
2	指摘事項等件数	1
3	指摘事項及び意見	2
	【出資団体】	
	(1) 長崎県公立大学法人	2
	(2) 公益財団法人 ながさき地域政策研究所	3
	(3) 公益財団法人 長崎県国際交流協会	4
	(4) 公益財団法人 県民ボランティア振興基金	5
	(5) 公益財団法人 長崎県育英会	5
	【公の施設の指定管理者】	
	(6) 株式会社 ユニマットプレシヤス	5
	(施設名：ハウステンボスマリーナ)	
	(施設名：ハウステンボスハーバー)	
	(7) 特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会	6
	(施設名：長崎県立佐世保青少年の天地)	
	(施設名：長崎県立千々石少年自然の家)	
	(施設名：長崎県立世知原少年自然の家)	
	(8) 長崎ダイヤモンドスタッフ 株式会社	7
	(施設名：長崎県立総合体育館)	
	(施設名：長崎県営野球場)	
	(施設名：長崎県小江原射撃場)	
	【補助等団体】	
	(9) 一般社団法人 諫早医師会	7
4	指導事項	8
(別紙)	令和3年度財政援助団体等監査の実施状況	9

令和3年度財政援助団体等監査 監査結果

第1 監査の概要

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、かつ、長崎県監査基準に準拠し、令和3年度財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

(1) 監査の対象

令和2年度に財政的援助等を行った、別紙記載の33団体

(2) 監査の着眼点

財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか監査した。

(3) 監査の実施内容

実地監査及び書面監査により実施。(詳細は別紙のとおり)

ア 監査年月日

令和3年8月24日～令和4年2月21日

イ 監査委員

濱本 磨毅穂、砺山 和仁、吉村 洋、坂本 浩

第2 監査の結果

1 総括

監査の結果、財政的援助等に係る資金の出納状況及び団体の事業活動内容については、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、次表のとおり是正、改善等を要する事項が認められたので、該当した団体についての適切な指導を主務課に求めるとともに、主務課に対するものについては直接是正等を求めた。

2 指摘事項等件数

区 分	指 摘 事 項		指 導 事 項		意 見		合 計	
	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数	団体数	件数
団体に対するもの	7	15	10	17	2	2	※ 16	34
主務課に対するもの	5	5	3	5	1	2	※ 7	12
合 計	—	20	—	22	—	4	—	46

※合計欄の団体数については、重複分を除いている。

※ 監査結果は、次の区分により取り扱う。

(1) 指摘事項

- ①法令、条例又は通達等に違反しているもの
- ②機関の意思決定が適切になされていないもの
- ③収入確保に適切な措置を要するもの
- ④予算を目的外に支出しているもの
- ⑤不必要な予算執行をしているもの又は損害を生じているもの
- ⑥経済性・効率性、有効性の観点から改善を要するもの
- ⑦前回、指摘事項又は指導事項とした事項のうち、是正・改善されていないもの
- ⑧その他、不当又は適正を欠く事項で指摘が適当であると認められるもの

(2) 指導事項

指摘事項の項目に該当するもののうち、軽易と認められるもの

(3) 意見

- ①執行機関等に改善・検討などを促し、又は注意を喚起することが必要と認められるもの
- ②県の組織及び運営の合理化を図るため、特に措置を要すると認められるもの

3 指摘事項及び意見

【出資団体】

(1) 長崎県公立大学法人

指摘事項

ア. 契約事務について

長崎県立大学バス運行管理業務委託について、年度途中で、実際の運行日数が契約書に定めた日数を大幅に下回ることが見込まれたにもかかわらず、契約変更協議が遅延し、減額されないまま当初契約額のとおり委託料を支払っているため、契約変更が必要な場合は、適切な時期に協議を行うこと。また、契約方法についても検討されたい。

イ. 運営費交付金に係る積立金の処理について

令和2事業年度財務諸表中の利益の処分に関する書類において、運営費交付金未執行額のうち、修学支援新制度に係る分については、「積立金」として計上すべきところを「目的積立金」としているため、適正な会計処理を行うこと。

ウ. 現金の計上漏れについて（シーボルト校）

年度末に保有している現金について、貸借対照表に計上していないものがあるため、適正に計上すること。

エ. 契約書に係る遅延利息利率について（佐世保校）

前回監査で指導したにもかかわらず、契約書における履行遅延に対する損害金及び支払遅延利息に係る利率を誤っているため、関係規程に基づいて適正に事務処理を行うこと。

指摘事項（対象：学事振興課）

ア 運営費交付金に係る積立金の処理について

令和2事業年度財務諸表中の利益の処分に関する書類の審査において、運営費交付金未執行額のうち修学支援新制度に係る分については、「積立金」として計上すべきところを「目的積立金」としているにもかかわらず、内容の精査を行わないまま承認しているため、適正な審査を行うこと。

（2）公益財団法人 ながさき地域政策研究所

指摘事項

ア 契約事務について

予定価格が100万円を超えている「可視領域図及びフォトモンタージュ作成委託」について、本来は指名競争入札で行うべき金額であるにもかかわらず、明確な理由がないまま一者による随意契約を行っている。

限度額を超える随意契約を行おうとする場合には、その可否を十分に検討し、伺文書に理由を明記するなど、適正な事務処理を行うこと。

イ 現金に係る残高の照合について

現金の残高と現金出納簿残高との照合が月1回しか行われていないので、当法人の財務規程に従い、毎日の照合を行ったことが確認できるよう帳簿を整備すること。

ウ 振替伝票の決裁と保存について

会計事務所に処理業務を委託している振替伝票について、当法人で振替処理に関する決裁が行われておらず、保管もされていないので、適正に事務処理を行うこと。

エ 退職給付引当金に係る会計処理の誤りについて

決算書の付属明細書における退職給付引当金について、前回監査で指導したにもかかわらず、前年度末引当金残高を全額「退職給付引当金戻入」として計上し、当年度要支給額を全額「退職給付費用」として計上する誤った会計処理を行っているため、当年度要支給額と前年度末引当金残高との差額を計上すること。

(3) 公益財団法人 長崎県国際交流協会

意見

ア 経営状況について

当法人は、長崎県と海外諸国との友好親善を推進し、地域の国際化を図るため、基本財産の運用益や県からの補助金を主な収入源として国際交流及び国際協力に関する事業を実施している。

令和2年度の経営状況は、基本財産運用益が減少傾向にあることなどから、当期経常増減額が△3,370千円となり、4年連続の赤字である。

また、正味財産期末残高は915,548千円となり、前年度より24,741千円減少している。

法人経営を見直し、収入の確保及び経費の節減に努め、効率的・効果的な運営を行うことにより、収支改善を図りたい。

○正味財産増減計算書

(単位：千円)

科 目	R02			R01	増減		
	公益目的事業会計	法人会計	計				
一般正味財産増減の部	経常増減の部	基本財産運用益	5,550	4,754	10,304	12,848	△ 2,544
		特定資産運用益	0		0	1	△ 1
		受取会費	1,021		1,021	978	43
		事業収益	30		30	18	12
		受託収益	8,204		8,204	8,100	104
		受取補助金等	10,857		10,857	12,064	△ 1,207
		受取負担金			0	80	△ 80
		雑収益	1	138	139	146	△ 7
		経常収益合計	25,663	4,892	30,555	34,235	△ 3,680
		事業費	28,029		28,029	30,676	△ 2,647
	管理費		5,897	5,897	5,955	△ 58	
	経常費用合計	28,029	5,897	33,925	36,631	△ 2,706	
	当期経常増減額	△ 2,365	△ 1,005	△ 3,370	△ 2,396	△ 974	
	経常外増減の部	経常外収益	0	0	0	0	0
		経常外費用	0	0	0	633	△ 633
当期経常外増減額		0	0	0	△ 633	633	
他会計振替額	1,752	△ 1,752	0	0	0		
当期一般正味財産増減額	△ 613	△ 2,757	△ 3,370	△ 3,029	△ 341		
一般正味財産期首残高	2,559	23,231	25,789	28,819	△ 3,029		
一般正味財産期末残高	1,946	20,473	22,419	25,790	△ 3,371		
指定正味財産増減の部	基本財産評価益			0	0	0	
	基本財産売却益			0	0	0	
	基本財産運用益	5,550	4,754	10,304	12,848	△ 2,544	
	基本財産評価損	△ 14,941	△ 6,431	△ 21,372	△ 31,249	9,877	
	一般正味財産への振替額	△ 5,550	△ 4,754	△ 10,304	△ 12,848	2,544	
	当期指定正味財産増減額	△ 14,941	△ 6,431	△ 21,372	△ 31,249	9,877	
	指定正味財産期首残高	481,096	433,404	914,500	945,748	△ 31,248	
指定正味財産期末残高	466,155	426,973	893,129	914,499	△ 21,370		
正味財産期末残高	468,101	447,447	915,548	940,289	△ 24,741		

※基本財産：843,000,000円(県出資：767,830,000円)

(4) 公益財団法人 県民ボランティア振興基金

指摘事項

ア 源泉所得税の納付について

災害ボランティア講師派遣に対する謝金及び交通費の源泉所得税について、納期の特例制度の対象職種を誤認したため納付が遅延しているの、同特例制度の対象条件を十分確認したうえで、適正な納期限までに納付すること。

イ 契約事務について

印刷物の発注において、予定価格を含む施行伺いを起案することなく、見積書を徴取して発注が行われているので、適正な事務処理を行うこと。

(5) 公益財団法人 長崎県育英会

指摘事項

ア 奨学金返還に係る滞納について

奨学金返還に係る滞納者数は減少したものの、滞納額は増加傾向にあるので、引き続き新たな滞納の発生防止及び解消に取り組むこと。

【公の施設の指定管理者】

(6) 株式会社 ユニマットプレシャス

(施設名：ハウステンボスマリーナ、ハウステンボスハーバー)

指摘事項

ア 施設の維持管理について

施設の老朽化による負傷事故が発生しているの、基本協定書に定める点検の強化及び適切なデッキ板の交換等により、さらなる事故の発生防止に努めること。

指摘事項 (対象：港湾課)

ア 施設の維持管理について

施設の老朽化による負傷事故が発生しているの、基本協定書に基づき1件当たりの費用が250万円を超える維持補修について、適切な対応を行うなどにより、さらなる事故の発生防止に努めること。

(7) 特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会

(施設名：長崎県立佐世保青少年の天地、長崎県立千々石少年自然の家、
長崎県立世知原少年自然の家)

指摘事項

ア 現金出納簿について（千々石少年自然の家、世知原少年自然の家）
現金出納簿が整備されていないので、長崎県青少年体験活動推進協会経
理規程に基づいて、適切な現金管理を行うこと。

イ 収納金の処理について（千々石少年自然の家）

受領したコピー代金の納入処理を年度末にまとめて行っているので、利
用料金等徴収事務処理要領に基づいて、料金受領後概ね7日以内に指定銀
行に納入すること。

意見

ア 指定管理に関する収支状況の県への報告について

給食提供業務委託や決算賞与に係る支出については、指定管理に関する
経費であると考えられるが、県に提出する決算報告に含められていないの
で、再度県と協議しながら適切な報告に努められたい。

指摘事項（対象：生涯学習課）

ア 備品の管理について（千々石少年自然の家）

新たに購入したエアコン4台について、物品管理簿に登載されていない
ので、適正な事務処理を行うこと。

意見（対象：生涯学習課）

ア 県負担金について

令和2年度の決算において、収支余剰金が16,001千円発生しているが、
精算に係る協議を行っていない。余剰金が、指定管理者の努力によるもの
だけではなく、利用者数の減少に伴い必要経費も減少したこと等によるも
のが含まれる場合、その状況によっては、一部返還も視野に入れながら、
基本協定書に基づく精算に係る協議を求めるべきと考える。

イ 指定管理に関する収支状況の把握について

給食提供業務委託や決算賞与に係る支出については、指定管理に関する
経費であると考えられるが、指定管理者から県に提出される決算報告に含

められていないので、指定管理者が行う会計処理について、適切な内容確認に努められたい。

指定管理に係る令和2年度決算額 (単位：円)

	R2予算額	R2精算額	増減額
当初負担金	182,021,000	182,021,000	0
追加負担金	5,827,048	5,827,048	0
上記以外	16,627,000	4,595,069	△ 12,031,931
収入計 A	204,475,048	192,443,117	△ 12,031,931
人件費	116,129,000	109,365,006	△ 6,763,994
管理費	82,610,048	65,649,299	△ 16,960,749
事業費	5,736,000	1,427,570	△ 4,308,430
支出計 B	204,475,048	176,441,875	△ 28,033,173
A-B C	0	16,001,242	—
C/A (%)	—	8.3	—

(8) 長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社

(施設名：長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場)

指摘事項 (対象：体育保健課)

ア 小江原射撃場の利用料金について

長崎県体育施設条例に基づき、体育施設の利用者は利用料金を納めなければならず、その料金は指定管理者が定めることとされているが、小江原射撃場については、指定管理者募集要項の中で有料施設であることを明示していないことから、これまで指定管理者が料金を定めておらず徴取していないので、指定管理者と料金設定に向けて協議すること。

【補助等団体】

(9) 一般社団法人 諫早医師会

指摘事項

ア 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金の算定について

補助金の対象経費である退職給付引当金に係る積立額について、公益法人会計基準等に準拠していない方法で算定しており、補助金額が過大となっているので、適正な事務処理を行うこと。

指摘事項（対象：医療人材対策室）

ア 長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助金の算定について

補助金の対象経費である退職給付引当金に係る積立額について、公益法人会計基準等に準拠していない方法による算定額で報告されており、補助金額が過大となっているので、精査の上、補助金を返還させるなど適正な事務処理を行うこと。

4 指導事項

項 目		団 体 数	件 数
団 体	会 計 処 理	5	8
	事 務 処 理	1	1
	契 約	1	1
	補 助 金	3	3
	規 程 等 の 整 備	1	1
	指 定 管 理	1	1
	未 収 金	1	1
	物 品 等 管 理	1	1
	合 計	10	17
主 務 課	補 助 金	2	2
	指 定 管 理 業 務	1	1
	物 品 等 管 理	2	2
	合 計	3	5

※ 合計欄の団体数については、重複分を除いている。

(別紙)

令和3年度財政援助団体等監査の実施状況

1 企画部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財源区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
公益財団法人 ながさき地域政策研究所	令和3年12月16日	出資	出資率 78.0%	558,368,965円	砺山 和仁 坂本 浩
	令和3年9月8日				

2 総務部関係

監査対象団体	委員実地監査日	財源区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
	職員実地監査日				
長崎県公立大学法人	令和4年1月28日	出資	出資率 100%	15,566,566,100円	濱本 磨 吉村 和仁 坂本 洋浩
	令和3年10月7日,8日,11日	交付金	長崎県公立大学法人運営費交付金	1,745,794,500円	
		補助金	長崎県公立大学法人施設整備事業費補助金	1,041,850,401円	
学校法人 純心女子学園	書面監査 令和4年2月21日	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	157,815,000円	-
		補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(中学校)	72,731,000円	
	令和3年8月24日	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)	670,000円	
		補助金	長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金	1,600,000円	
		補助金	長崎県私立幼稚園特別支援教育費補助金	3,328,000円	
		補助金	長崎県私立中学校等修学支援実証事業費補助金	1,682,100円	
		補助金	長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	1,200,000円	
		補助金	長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	68,100円	
		補助金	長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金	11,000円	
		補助金	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	3,958,800円	
		補助金	学校力をパワーアップ私立学校実践支援事業補助金	81,600円	
		補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金	335,000円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	426,840円	
		学校法人 有明学園	書面監査 令和4年2月21日	補助金	
補助金	学校力をパワーアップ私立学校実践支援事業補助金			1,636,600円	
令和3年8月31日	補助金		長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	544,500円	
	補助金		長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	242,000円	
	補助金		結核予防費補助金	22,720円	
	補助金		長崎県私立高等学校県内就職推進事業費補助金	2,378,000円	
	補助金		長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	577,000円	
	補助金		長崎県私立学校教育振興費補助金(幼稚園)	478,000円	
	補助金		長崎県私立幼稚園子育て支援活動推進事業費補助金	1,600,000円	
交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	170,912円			

学校法人 海星学園	書面監査 令和4年2月21日	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	350,104,000円	-
		補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(中学校)	82,962,000円	
	令和3年9月7日	補助金	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	10,692,300円	
		補助金	長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	775,000円	
		補助金	長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	431,900円	
		補助金	学校力をパワーアップ私立学校実践支援事業補助金	424,000円	
		補助金	長崎県私立中学校等修学支援実証事業費補助金	1,819,331円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	987,340円	
学校法人 活水学院	書面監査 令和4年2月21日	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	144,282,000円	-
		補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(中学校)	33,879,000円	
	令和3年9月24日	補助金	長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	850,500円	
		補助金	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	3,127,050円	
		補助金	学校力をパワーアップ私立学校実践支援事業補助金	343,900円	
		補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業費補助金	380,000円	
		補助金	長崎県私立大学及び短期大学外国人留学生支援事業費補助金	112,000円	
		補助金	県内大学等による地域人材育成・定着支援補助金	204,600円	
		補助金	長崎県フッ化物洗口推進事業費補助金	1,000円	
		補助金	長崎県私立中学校等修学支援実証事業費補助金	406,660円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	364,300円	
学校法人 長崎総合科学大学	書面監査 令和4年2月21日	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	106,972,000円	-
		補助金	長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	495,000円	
	令和3年8月24日	補助金	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	784,200円	
		補助金	長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	360,000円	
		補助金	長崎県私立高等学校県内就職推進事業費補助金	1,347,000円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	314,740円	
学校法人 奥田学園	書面監査 令和4年2月21日	補助金	長崎県私立学校教育振興費補助金(高等学校)	272,680,000円	-
		補助金	長崎県私立学校生徒指導充実推進費補助金	500,000円	
	令和3年9月14日	補助金	長崎県私立高等学校授業料軽減補助金	3,887,400円	
		補助金	長崎県私立高等学校生徒通学費補助金	1,141,200円	
		補助金	長崎県私立高等学校県内就職推進事業費補助金	2,500,000円	
		補助金	結核予防費補助金	100,833円	
		補助金	学校力をパワーアップ私立学校実践支援事業補助金	1,263,900円	
		交付金	長崎県私立高等学校等就学支援金事務費交付金	839,840円	
公益財団法人長崎県 私立学校退職金財団	令和4年1月13日	補助金	長崎県私立学校退職金財団補助金	225,071,000円	砺山 和仁 坂本 浩
	令和3年8月30日				

3 地域振興部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 雲仙岳災害記念財団	令和4年1月14日 令和3年10月1日	指定管理	雲仙岳災害記念館の指定管理業務	0円	瀧本磨毅穂 吉村 洋
公益社団法人 長崎県トラック協会	令和3年12月16日 令和3年9月3日	補助金	長崎県運輸事業振興助成補助金	117,871,000円	砺山 和仁 坂本 浩

4 文化観光国際部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 長崎県国際交流協会	令和3年12月16日	出資	出資率 91.1%	767,830,000円	砺山 和仁 坂本 浩
	令和3年9月15日	補助金	海外県人会運営費補助金	913,499円	
			公益財団法人長崎県国際交流協会事業費補助金	9,921,850円	
			東アジア相互交流促進事業補助金	21,901円	
一般社団法人 長崎県貿易協会	書面監査	補助金	一般社団法人長崎県貿易協会運営費等補助金	3,938,000円	-
	令和4年2月21日		長崎県上海事務所運営費補助金	42,680,000円	
	令和3年8月30日		中国ビジネス展開支援事業費補助金	5,460,000円	

5 県民生活環境部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 県民ボランティア振興 基金	令和3年12月16日 令和3年9月7日	出資	出資率 100%	100,000,000円	瀧本磨毅穂 吉村 洋
一般財団法人 長崎県浄化槽協会	令和3年12月16日 令和3年9月1日	出資	出資率 48.4%	15,000,000円	瀧本磨毅穂 吉村 洋
公益財団法人 佐世保市スポーツ協会	書面監査 令和4年2月21日 令和3年9月21日	指定管理	海洋スポーツ基地カヤックセンターの指定管理 業務	0円	-

6 福祉保健部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
一般社団法人 諫早医師会	書面監査 令和4年2月21日 令和3年9月6日	補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助 金(看護師等養成所運営等事業)	26,717,000円	-
一般社団法人 島原市医師会	書面監査 令和4年2月21日 令和3年9月9日	補助金	長崎県地域医療介護総合確保基金事業補助 金(看護師等養成所運営等事業)	20,416,000円	-

7 産業労働部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
株式会社 コンベンションリンクー ジ	書面監査 令和4年2月21日	指定管理	長崎県東京産業支援センターの指定管理業務	12,558,545円	-
	令和3年11月1日				
福江商工会議所	書面監査 令和4年2月21日	補助金	長崎県小規模事業者経営支援事業費補助金	28,640,000円	-
	令和3年9月22日		小規模事業者支援計画推進補助金	600,000円	
	令和3年9月22日		新型コロナウイルス感染症経営相談支援補助金	2,413,886円	
松浦商工会議所	書面監査 令和4年2月21日	補助金	長崎県小規模事業者経営支援事業費補助金	20,568,109円	-
	令和3年10月19日		小規模事業者支援計画推進補助金	600,000円	
	令和3年10月19日		新型コロナウイルス感染症経営相談支援補助金	4,127,618円	
公益社団法人 長崎県シルバー人材セ ンター連合会	書面監査 令和4年2月21日	補助金	長崎県シルバー人材センター連合会事業費等補助金	8,045,000円	-
	令和3年8月25日				

8 水産部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県漁業協同組合 連合会	書面監査 令和4年2月21日	補助金	地域を担う漁協機能強化支援事業費補助金	301,000円	-
	令和3年8月31日		魚類養殖指導体制整備事業活動促進費補助金	2,023,000円	
	令和3年8月31日		長崎県水産物国内流通促進緊急対策事業費補助金	29,922,371円	
	令和3年8月31日		長崎県産品PR・販売拡大事業補助金	34,200,000円	
	令和3年8月31日		売れる水産商品開発・販路拡大事業費補助金	9,978,000円	

9 農林部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財援区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益社団法人 長崎県林業公社	令和4年1月14日	出資	出資率 94.8%	51,000,000円	砺山 和仁 坂本 浩
	令和3年9月28 日,29日	補助金	長崎県森林整備法人利子助成金	62,716,000円	
			森林環境保全直接支援事業補助金	536,522,987円	
			ながさき森林環境保全事業(しまの間伐促進)補助金	3,120,000円	
			合板・製材生産性強化対策事業費補助金	129,704,225円	
	貸付金	長崎県林業開発促進資金貸付金	201,544,000円		
五島広域鳥獣被害防 止対策協議会	書面監査 令和4年2月21日	補助金	ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	19,774,053円	-
	令和3年9月21日				
県北地域有害鳥獣被 害防止対策協議会	書面監査 令和4年2月21日	補助金	ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金	5,964,150円	-
	令和3年9月22日				

10 土木部関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財源区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
長崎県道路公社	令和3年12月16日	出資	出資率 100%	6,895,000,000円	濱本 磨毅 穂吉村 洋
	令和3年10月21日,22日	債務保証	金融機関融資に係る債務保証	220,904,760円	
長崎クレインオアシスマネジメント	令和4年1月13日	指定管理	常盤・出島緑地(水辺の森公園)、長崎港松が枝国際ターミナル及び松が枝緑地の指定管理業務	53,143,000円	砺山 和仁 坂本 浩
	令和3年8月25日				
株式会社 ユニマットプレシヤス	令和4年1月27日	指定管理	早岐港ハウステンボスマリーナ及びハウステンボスハーバーの指定管理業務	0円	濱本 磨毅 穂吉村 洋
	令和3年10月18日				

11 教育庁関係

監査対象団体	委員実地監査日 職員実地監査日	財源区分	監査対象となった財政援助等の内容	金額	監査委員
公益財団法人 長崎県育英会	令和3年12月16日	出資	出資率 59.1%	13,000,000円	濱本 磨毅 穂吉村 洋
	令和3年10月14日	補助金	長崎県育英会事務費補助金	45,125,000円	
特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会	令和4年1月27日 令和3年10月28,29,11月2日	指定管理	長崎県立佐世保青少年の天地、千々石少年自然の家、世知原少年自然の家の指定管理業務	187,848,048円	砺山 和仁 坂本 浩
長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社	令和4年1月13日 令和3年10月15日	指定管理	長崎県立総合体育館、長崎県営野球場、長崎県小江原射撃場の指定管理業務	224,915,013円	濱本 磨毅 穂吉村 洋
公益財団法人 長崎県スポーツ協会	書面監査 令和4年2月21日 令和3年11月5日	補助金	公益財団法人長崎県スポーツ協会事業費補助金	53,086,112円	-

※:監査委員欄には、実地監査を行った委員名を記載している。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
1	教育	北松西高等学校	自動販売機の設置に係る使用料について、調定が大幅に遅延している。	令和元年度から令和3年度までの契約期間において、令和2年度分の貸付料を徴収していないことに気づき、令和3年度途中に2ヶ年度分を調定したことによるものです。各年度当初に財産貸付収入の調定が必要なものについて、3年分を一括して調定し徴収していると誤認したことが原因です。 今後は、財産貸付収入の調定が必要なものを契約書に基づき洗い出しを行い、各年度末に行政財産貸付台帳を確認し、調定いたします。事務室全体の共通認識とし、不適切な会計処理の防止に努めてまいります。
2	教育	口加高等学校	ストレスチェック面接指導業務委託契約において、施行伺を作成していない。 また、単価契約であるにもかかわらず、契約伺を支出負担行為決議書により行っている。	面接指導を実施する医師は、当該事業場において労働安全衛生業務に従事している医師が推奨されており、契約の相手方が健康管理医に限定されていたことで、施行伺を作成せず契約伺の作成のみでよいと誤認しておりました。また、単価契約とすべきところを総額として支出負担行為決議書により契約伺を行っておりました。 今後は必要な様式等の情報共有を図るとともに、入札・契約事務マニュアルを確認して事務を行うなど適切な事務処理に努めてまいります。
3	教育	口加高等学校	印刷機の消耗品において、伺いによる決裁を行わず購入しているものがある。	印刷機の消耗品の購入の際、物品購入伺簿による決裁を経ることなく、発注を行っていました。 印刷機のインク・マスターの購入については、例年、年度当初に単価契約を行いますが、年度初めで多数の印刷件数が集中する中、消耗品の在庫が切れてしまい、急を要したために伺いによる決裁を行わず、購入してしまいました。 今後は、発注する際は、物品購入伺簿の購入品目明細を見ながら行うなど、適正な契約事務を徹底するとともに、年度末の消耗品の在庫数にも留意いたします。
4	教育	北松西高等学校	使用していないプロパンガスの基本料金を長年にわたり漫然と支出している。	令和3年度は理科室のプロパンガスを利用しておらず、毎月基本料金のみ支出している状態であったため、過去の支出証拠書類を確認したところ、長年にわたり基本料金のみ支出していました。 理科室のプロパンガスは、実験に利用するものですが、長年、使用していませんでした。 今後授業でプロパンガスを使用する可能性が考えられたため、いつでも使用できる環境を維持していました。また、プロパンガスを撤去すると、撤去費用・再設置費用がかかるため、撤去していませんでした。 今後は、実験による学習の重要が高まっており、プロパンガスを利用した実験を行うこととしております。
5	教育	壱岐商業高等学校	し尿浄化槽保守点検業務委託の変更契約において、施行伺の作成・決裁及び見積執行通知を行っていない。 また契約変更において、仕様書における点検回数を誤って記載している。 さらに学校で保管されていた変更契約書の収入印紙が貼付されていない。	令和2年度の浄化槽保守点検業務委託について、令和2年4月の水環境対策課の通知を踏まえて、変更契約を行い、法定点検を26回実施しましたが、施行伺等を口頭決裁で済ませており、本来文書で行うということを失念していました。また、仕様書の点検回数を「年24回以上」と誤った記載をするとともに、収入印紙の貼付が漏れていました。 所管課の通知を踏まえ、年26回の法定点検の実施が必要であることは、双方認識しており、「年24回以上」という契約内容に見直せば、26回実施したとしても問題ないという認識でした。 指摘内容を踏まえ、改めて、当該業者と協議し、変更契約の手続きを行うとともに収入印紙の貼付も行いました。 今後は、変更契約の手続きを行う際は、入札・契約マニュアル等をきちんと参照し、必要な事務手続きについて、遺漏がないよう努めます。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
6	教育	北松西高等学校	既に終了した県有財産貸付契約に係る契約保証金について、還付しないまま長期間保管し続けている。	平成30年度に県有財産の貸付終了に係る契約保証金を自動販売機設置業者へ還付しておりませんでした。自動販売機設置業者へ還付請求書の提出を求めていましたが、業者の担当者の交代等もあり、提出されなかったため、長期間保管することとなってしまいました。指摘後、還付請求書を提出してもらい、当該契約保証金は既に還付しております。今後は、還付が遅れないよう業者との連絡を密に行ってまいります。また、再発防止に向けて、本校で作成した契約保証金チェックリストを利用するとともに、保管金状況の定期的な確認を行ってまいります。
7	教育	長崎北高等学校	職員公舎における外壁調査業務委託において、再委託の承認がされていない。	「工事に関する設計、調書及び測量に係るもの」であるため契約書は省略しており、また、仕様書にも再委託についての記載を行っていませんでした。今回の指摘を受けて、関係法令等を確認するなど、契約の原則について改めて職員間で共通認識を図ったところです。今後は、決定業者に対して、再委託についての確認を行い、適正な業務遂行に努めます。
8	教育	猶興館高等学校	委託契約書等において、検印を受けることなく公印を押印している。	機械警備業務委託等の施行何決裁後の文書に「浄書」「校合」「検印」の押印漏れがありました。決裁後は、複数の職員で訂正箇所を確認したうえで公印を押印していましたが、担当職員の認識不足により「浄書」「校合」「検印」の押印が漏れていました。再発防止のため、今後は、公印を押印する際は検印を確認してから行うよう徹底し、事務室全体での共通認識のもと適正な事務処理に努めてまいります。
9	教育	対馬高等学校	消防用設備点検業務委託(学校・セミナーハウス)において、複数年にわたり不良箇所が報告されているにもかかわらず、対応が遅れている。	消防法に基づき、年2回の定期点検を実施し、複数年に渡る不良箇所については、対応方針を検討、整理し当初から設計業務の見積依頼等を行っていたところですが、見積作成に多大な時間を要したため、予算化が困難であったところです。当該不良箇所については、令和4年度に改修工事に着手することとしています。今後は、本事項のように即時の対応が困難な場合は、随時の対応方法及び施工計画を整理することとしてまいります。
10	教育	ろう学校	スクールバス運行業務契約において、入札者が入札書と同時に提出すべき確約書を提出していないにもかかわらず入札に参加させている。	令和2年度のスクールバス運行業務契約において、届出運賃により入札額を積算した旨の確約書を入札時に提出する必要がありましたが、提出がなかった1者については、口頭で「届出運賃」により積算していることを確認し、開札を行い業者を決定してしまいました。原因としましては、口頭により業者へ確認すれば確約書の未提出は失格にあたらぬと誤った判断をしたためです。令和3年度分からは必ず入札書と同時に確約書を提出させており、同業務の入札の際は、必ず確約書を提出させる必要があることを、事務職員全員が認識し、相互にチェックすることとしました。また、業者に対しても事前に入札時に確約書を必ず提出するよう連絡するようし、確実に確約書を提出させるようにしました。

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
11	教育	ろう学校	教職員事務用パソコン売買契約において、機種を変更しているが、変更契約を行っていない。	<p>教職員事務用パソコン売買契約において、業者からの機種変更申入書の提出を受けた際、機種変更の承認決裁は取っていましたが、機種変更による変更契約を行っていませんでした。</p> <p>原因としましては、変更承諾書の提出を受けず口頭でやり取りをし、変更契約の手続きを失念していたためです。</p> <p>改めて、入札・契約事務マニュアル等により、変更契約する時の事務処理の流れを確認しました。</p> <p>今後は、契約に変更が生じた場合は、十分注意する必要があること、また財務規則、入札・契約事務マニュアルをよく確認し、相互チェックをすることを確認しました。また、業者からの変更契約の申込みがあった際は、伺いだけでなく、変更契約を行うことを再確認しました。</p>
12	教育	佐世保特別支援学校	体育館水銀灯ランプ交換において、交換した水銀灯ランプを産業廃棄物収集、運搬及び処分業の許可を受けていない者に行わせている。	<p>本校の体育館の照明機器は昇降機のないタイプのため足場を設置する必要があり、電球を交換するまでは照明機器本体の故障の可能性も排除できないため「修繕」という認識で施工依頼し、今回は処分を含む修繕という認識であったため、処分までを業者に依頼したところですが、修繕費用には処分費も計上して適正に処分が行われるように、依頼業者に伝え、口頭ではあるが処分についての確認についても行ったところですが、</p> <p>今回の指摘を受け、部品交換と修繕の区別が簡単にできないことを事務室全体で認識し、より適切に処分を行うための話し合いを行いました。</p> <p>今後、部品交換と修繕の判断が難しいものについては、産廃処分もしくは下取りを行うことを事務室内で確認しました。</p>
13	教育	鶴南特別支援学校	時津分校玄関広場舗装補修工事において、工事内容を変更しているにもかかわらず変更契約を行っていない。	<p>オーバーレイ工法であった部分が予想以上に劣化していたため、受注者から既存舗装を撤去し再舗装する方法へ変更したいが、その際の増額変更は希望しないという旨の工事打合せ簿の提出があり、県側の不利益にはならないためそのまま承諾したところですが、</p> <p>施工内容の変更を承諾しているため、契約金額の増減に関わらず設計変更・変更契約を行うべきところを、県の不利益にならないからといって設計図書を軽視し安易に工事打合せ簿だけで承諾してしまったことが原因です。</p> <p>今回の指摘を受け、書面で交わした設計図書の重要性を再度認識するよう周知し、具体的な手続きについては土木部作成の設計変更ガイドラインを提示して事務室各職員へ研修を行い、共通理解を図ったところですが、</p> <p>今後、ファイル製本した設計変更ガイドラインを作成、確実に引き継げるようにし、また、組織としてのチェック機能を働かせるために、自分の担当外業務についても、常々理解してチェックするように声を掛け合うようにしました。</p>
14	教育	北松西高等学校	使用していない物品や設備が多数置かれたままになっており、管理が不十分である。	<p>不使用する備品及び修理不能な備品等について、廃棄されずに多数置かれたままになっていました。</p> <p>小値賀島内に産業廃棄物運搬・処分業者が存在しないため、処理できずにそのままになっていたことが原因です。</p> <p>今後は、処分すべき物品は一ヶ所に集め、早期に処分の手続きに取り掛かれるよう環境を整えるとともに、島外業者に見積もりを取り、計画的に処分いたします。</p>

令和3年度 普通会計定期監査(後期)結果(指摘)に係る措置(様式2-1)

番号	部局名	機関名	監査の結果	講じた措置
15	教育	希望が丘高等特別支援学校	加除式の図書(2冊)を紛失しており、物品の管理が不十分である。	<p>令和2年度の配置物品点検時に、長崎県教育関係通知通達集(2冊)が配置場所である事務室のキャビネットの中に無いことが判明しました。</p> <p>校舎内のあらゆる場所を探索しましたが見つからず、全職員及び転出した職員にも確認しましたが所在を確認することはできませんでした。</p> <p>物品管理に対する意識が低かったことが原因であると考えております。</p> <p>紛失した図書については、出納局物品管理室に確認し、物品出納簿記載内容修正等決議書に不明になった経緯を記載のうえ、物品管理簿から払い出しを行いました。</p> <p>今後は、物品管理マニュアルに従い、毎年度の物品点検を確実にを行うとともに、二度とこのようなことが起こらないよう適正な物品管理について、全職員に周知徹底いたします。</p>
16	教育	長崎明誠高等学校	浮棧橋について、海城管理条例に係る許可を受けないうまま設置している。	<p>平成28年9月、ボート部の使用する艇庫にある浮棧橋改修の際に琴海行政センターと打ち合わせの中で、「西海川に設置するものについて河川課の許可を取る必要があるのでは」との助言を受け、長崎振興局建設部管理課へ問い合わせたところ、設置場所は河口区域内ではないので許可の必要はないとの回答を受けたところです。</p> <p>設置されている場所は平面図で見ると川の一部のように見えるため、そこが海域であるという認識がなく、結果として海域占有許可をとらないまま設置をしてしまったことが原因です。</p> <p>今回の指摘を受け、ただちに長崎振興局長崎港湾漁協事務所港営課へ海域占有申請許可申請書の提出を行い、令和3年11月1日付で許可を受けました。以後年度ごとに許可が必要になるため、令和4年度分の許可については令和4年1月31日付で申請し令和4年2月8日付で許可を受けたところです。</p> <p>今後、上記浮棧橋については、年に1度の許可申請が必要になるため、年度末に必ず許可申請を行うことを引き継ぎ書で明文化し、担当間のみ引継ぎのみならず事務室全員で共有、認識することを確認しました。</p> <p>また、今後工事で県有地以外の土地に物件を設置する際には工事業者、関係機関との連絡を密にし、許可等の申請が必要なことを事務室全員で心がけ、引継ぎとしても残していくこととしました。</p>
17	教育	鶴南特別支援学校	保管金において、税務署へ納付すべき所得税等のうち2年半にわたり払い出されていないものがある。	<p>時津分校で実施した講師謝金から控除していた所得税2件(平成31年3月支出1件及び令和2年12月支出1件)について、本校での納付を失念しておりました。</p> <p>保管金の払い出しの際に、保管金出納通知簿照会画面をシステムから印刷して使用していましたが、当月以外の出納や累計残高が確認できず、月をまたいだ支出(決議の翌月に支払い)であった2件を見落としておりました。</p> <p>出納通知簿でなく出納簿の照会画面には、その月の出納だけでなく、累計残高も表示されるため、保管金出納簿照会画面を払い出しの際に印刷して確認することとしました。なお、指摘のあった所得税は令和3年11月に納付を完了しております。</p> <p>今後も、毎月の所得税払い出しの際に、徹底して出納簿での確認を行ってまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 教育環境整備課		
【公益財団法人 長崎県育英会】		
指摘事項(団体)	<p>(1) 奨学金返還に係る滞納について</p> <p>奨学金返還に係る滞納者数は減少したものの、滞納額は増加傾向にあるので、引き続き新たな滞納の発生防止及び解消に取り組むこと。</p>	<p>貸与申請の段階で、貸与終了後の返還の意識付けを持たせるため、令和4年度予約奨学生の申し込みから、奨学生願書に「返還についての決意」を出願者本人に自署させるようにしています。</p> <p>また、新たな滞納者の発生防止のため、初期滞納者への電話督促回数を増やすとともに、債権回収会社への委託額を増やし、滞納額の縮減、回収に努めてまいります。</p>

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項目	監査の結果	講じた措置
所管部局:教育庁 生涯学習課		
【特定非営利活動法人 長崎県青少年体験活動推進協会】		
指摘(団体)	(1) 現金出納簿について(千々石少年自然の家、世知原少年自然の家) 現金出納簿が整備されていないので、長崎県青少年体験活動推進協会経理規程に基づいて、適切な現金管理を行うこと。	監査後、直ちに現金出納簿を作成しました。 今後は、適切な現金管理を行ってまいります。
	(2) 収納金の処理について(千々石少年自然の家) 受領したコピー代金の納入処理を年度末にまとめて行っているため、利用料金等徴収事務処理要領に基づいて、料金受領後概ね7日以内に指定銀行に納入すること。	コピー代金の処理につきましては、「利用料金等徴収事務処理要領」に基づき、受領後7日以内に指定銀行に納入するようにしました。
意見(団体)	(1) 指定管理に関する収支状況の県への報告について 給食提供業務委託や決算賞与に係る支出は、指定管理に関する経費と考えられるが、県に報告する決算報告に含められていないので、再度県と協議しながら適切な報告に努められたい。	今後、別途、県と報告内容について協議し、当該処理が指定管理者としての経費に係るものである場合、報告するようにいたします。
指摘(主務課)	(1) 備品の管理について(千々石少年自然の家) 新たに購入したエアコン4台について、物品管理簿に記載されていないので、適正な事務処理を行うこと。	指定管理者が調達したエアコン4台について、指定管理者と所有権に係る協議を行い、所有権を県に帰属させ、物品管理簿への登録を行いました。
意見(主務課)	(1) 県負担金について 令和2年度の決算において、収支余剰金が16,001千円発生しているが、精算に係る協議を行っていない。余剰金が、指定管理者の努力によるものだけでなく、利用者数の減少に伴い必要経費も減少したこと等によるものが含まれる場合、その状況によっては、一部返還も視野に入れながら、基本協定書に基づく精算に係る協議を求めべきと考える。	収支剰余金の取扱いについては、今後は状況に応じ、指定管理者側と協議を行い、適切な負担金の支出に努めてまいります。
	(2) 指定管理に関する収支状況の把握について 給食提供業務委託や決算賞与に係る支出は、指定管理に関する経費と考えられるが、指定管理者から県に報告される決算報告に含められていないので、指定管理者が行う会計処理について、適切な内容確認に努められたい。	今後、指定管理者と協議し、指定管理に関する経費の内容について報告を求めるとし、指定管理者が行う会計処理の適切な内容確認に努めてまいります。

令和3年度財政援助団体等監査結果に係る措置

項 目	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
所管部局:教育庁 体育保健課		
【長崎ダイヤモンドスタッフ株式会社】		
指摘事項(主務課)	<p>(1) 小江原射撃場の利用料金について</p> <p>長崎県体育施設条例に基づき各体育施設の利用者は利用料金を納めなければならないが、その料金は指定管理者が定めることとされているが、小江原射撃場については、指定管理者募集要項の中で有料施設であることを明示していないことから、これまで指定管理者が料金を定めておらず徴取していないので、指定管理者と料金設定に向けて協議すること。</p>	<p>長崎県体育施設条例に基づき利用料金設定に向けて、指定管理者と協議してまいります。</p>